

平成 20 年度「消費者基本計画の検証・評価・監視」
個票シート（案）

平成 20 年 5 月 23 日

内閣府

<目次>

リコール制度の強化・拡充【4施策】	1 ~ 5
リスクコミュニケーションへの消費者への参加促進【3施策】	6 ~ 10
食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及促進【4施策】	11 ~ 14
分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり【14施策】	15 ~ 30
消費者団体訴訟制度の導入【2施策】	31 ~ 32
学校や社会教育施設における消費者教育の推進【6施策】	33 ~ 49
環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進【4施策】	50 ~ 55
消費者からの苦情相談の活用【3施策】	56 ~ 58
緊要な消費者トラブルへの対応【8施策】	59 ~ 69
その他【1施策】	70

リコール制度の強化・拡充

1 【リコール制度の強化・拡充】		
消費者にとってわかりやすい効果的な社告等のあり方について検討する。		[平成 19 年度までに一定の結論を得る。]
担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
内閣府 関係省庁 国民生活センター	<p>自主リコールの促進に向けて、リコール社告のあり方を含めた検討を行うため、内閣府に国民生活局長の私的研究会として、学識経験者、消費者団体代表者はじめ有識者 11 名からなる「リコール等に関する研究会」（座長 新美育文明治大学法学部教授）を設置し、平成 19 年 9 月から平成 20 年 2 月にかけて研究会を 7 回開催した。</p> <p>研究会では、自主リコールについて先進的な取り組みを行っている国内の事業者および事業者団体に対するアンケート調査とヒアリング調査、関係省庁（経済産業省）のヒアリング調査、国内外の参考指針の調査分析、国民生活センターHP「回収・無償修理等のお知らせ」の運営状況等を踏まえ、わかりやすい効果的な社告等のあり方について検討を行った。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リコール社告については、事業者を作成しやすく、消費者にわかりやすいリコール社告のあり方を具体化しえた。 ・全国紙・地方紙など新聞以外でリコールを告知する媒体（事業者のHP、広報紙その他）についても幅広く検討し、高齢化社会におけるメディアリテラシーを考慮したリコール告知等の方法を検討。 <p>関係省庁間の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「リコール等に関する研究会」においては、経済産業省のヒアリングを行うなど、連携を図りながら検討を行った。 ・リコール社告のJIS原案委員会に、内閣府と経済産業省が関係者として参加し、連携して原案審議に協力している。 <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年度に得られた検討結果を踏まえ、関係省庁や消費者団体、事業者団体等との連携をすすめる予定。 ・平成 19 年度に得られたリコール等のあり方についての検討結果を踏まえ、自主リコールの分野横断的指針の作成に向けて検討を行う。

2 【リコール制度の強化・拡充】

自動車のリコールに関する不正行為の再発防止対策を引き続き着実に実施する。

[平成18年度以降継続的に実施する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
国土交通省	<p>平成19年度は、前年度に引き続き、以下のとおり、自動車のリコールに関する不正行為の再発防止対策を着実に実施した。</p> <p>情報収集体制の強化</p> <p>ユーザーから不具合情報を受け付ける自動車不具合情報ホットラインをPRするため、新聞、ホームページ等の媒体で統一的な広報を行った。</p> <p>自動車メーカーから、安全上重要な情報について四半期ごとに報告を受けた。また、運送事業者から、重要部品の破損・脱落事故、車両故障により運行ができなくなった事故について報告を受けた。</p> <p>さらに、警察や消防から車両の不具合に原因があると思われる事故・火災情報の提供を受けた。</p> <p>集中的な監査の実施</p> <p>安全性に疑義あるメーカー、ディーラーに対して集中的な監査を実施した。</p> <p>技術的検証の実施</p> <p>自動車の不具合の原因を実車実験等により技術的な検証を行う独立行政法人交通安全環境研究所において、検証を行った。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>平成19年度の検証・評価・監視の結果、重点的取組みとされた事項（自動車のリコールに関する不正行為の再発防止対策を引き続き着実に実施する）を実施した。</p> <p>再発防止対策の実施以後、自動車メーカー等による不正行為は発生していないことから、対策は有効に機能しているものと考えられる。</p> <p>なお、平成19年度のリコール届出件数は310件、対象台数は427万台となっているが、これらの数値は、再発防止対策を踏まえたものとなっている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>自動車のリコールに関する不正行為の再発防止対策を引き続き着実に実施する。[平成20年度以降継続的に実施する。]</p>

4 【リコール制度の強化・拡充】

リコールハンドブックの改訂や「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」等を通じた啓発活動に加え、製品安全に積極的に取り組んでいる事業者を表彰する大臣表彰制度を創設する。[平成 19 年度]

担当省庁	検証(進捗状況)	評価・監視(今後の取組み)
経済産業省	<p>事業者が自主的に製品安全の向上のために、リコール等を実施するよう、「リコールハンドブック 2007」を 30 万部、「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」を 15 万 3 千部作成し、広く配布した。</p> <p>また、製品安全に積極的に取り組んでいる事業者を表彰する大臣表彰制度(以下、「製品安全表彰制度」とする。)を創設し、平成 19 年 11 月に行われた製品安全総点検セミナーにおいて製品安全対策優良企業の公表を行った。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <p>リコール・社告の行政指導等には「リコールハンドブック 2007」及び「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」が積極的に利用され、消費者の視点に立ったリコール・社告の実施に寄与している。</p> <p>また、製品安全表彰制度は、企業における製品安全に対する意識の向上及び製品安全を事業活動や消費生活における重要な価値とする「製品安全文化」の醸成に寄与している。</p> <p>〔監視(今後の取組)〕</p> <p>「リコールハンドブック 2007」及び「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」(平成 20 年度改訂予定)等の配布による啓発活動に加え、製品安全表彰制度を継続し、製品安全が持続的に確保されるような安全・安心な社会の構築を図る。</p>

3【リコール制度の強化・拡充】

事故情報の収集については、改正消費生活用製品安全法に基づく事故情報の収集・公表制度を、着実に運用していくとともに、米国・中国をはじめとする諸外国との連携を通じて海外での製品事故情報を収集する。[平成19年度]

担当省庁	検証(進捗状況)	評価・監視(今後の取組み)
経済産業省	<p>(1) 消費生活用製品安全法等に基づく事故情報収集・公表制度 消費生活用製品安全法(以下、消安法)の規定に基づき、重大製品事故が発生した際における製造・輸入事業者から国への事故報告を義務付け、その情報を国が消費者に公表する制度が平成19年5月14日に施行された。</p> <p>(事故情報の収集状況) 平成19年5月14日から平成20年3月31日の間に製造・輸入事業者から提出された重大製品事故報告1,190件を受け付けた。</p> <p>(公表結果) 重複報告、対象外(消安法の対象とする消費生活用製品に非該当、危害の内容が非該当)の案件を除き全て公表(1,154件)した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性 事故情報は、原則として事業者からの報告受け付け後1週間以内に全て公表されており、事故情報を迅速に社会全体で共有するという当該制度の役割が果たされている。</p> <p>諸外国との連絡体制の構築により、事故情報について、より詳細な情報を迅速に入手することが可能となった。</p> <p>有効性 報告された情報に基づき、事業者に対して、被害拡大防止を図るために自主回収等を促し、これまでに、電気こんろ、殺虫剤スプレー、ガスふろがま、電動ベッド、携帯電話の電池パックなど31製品についてリコールが行われている。</p> <p>報告された事故件数や事故内容を分析することで、事故の多発性が懸念される製品を抽出し、対応することが可能となることに加え、どの種類の製品において安全性に関する技術基準の強化が必要なのか等を客観的に見極めることができるようになった(例: 電動車いすに関し今後安全基準の強化の検討を進めること等)。</p>

	<p>(2) 任意の事故情報収集制度</p> <p>経済産業省が所管する消費生活用製品等において、消安法の報告が義務付けられていない事故情報について、平成 19 年 5 月 14 日以降、独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) で一元的に収集・公表している。NITE は、平成 19 年 5 月 14 日から平成 20 年 3 月 31 日の間に 7,298 件の事故情報を受け付けた。受け付けられた個々の事故情報の対処方針等について、経済産業省と NITE との間で確認をとりつつ連携して処理を行った。</p> <p>(3) 海外での製品事故情報の収集</p> <p>米国との関係においては、平成 18 年度に締結した日米製品安全ガイドラインに基づく第 1 回日米製品安全協議を東京にて開催したほか、平成 20 年 2 月にワシントン D C において第二回会議を開催。これまで米国側から 5 件 (熱交換システム (住宅内部用フィルタリングシステム)、自転車ブレーキセット、ノート PC 用バッテリー、乳児用スリング、SS ビ - クル (サイドバイサイドビ - クル (山岳レジャー用の小型自動車 (日本未発売))) について、同ガイドラインに基づき通報があり、日本からは、4 件 (音波式スキンケアブラシ、プラズマテレビ、プラスチック製サンダル、音楽プレーヤー) について相互通報を行った。</p> <p>中国との関係においては、平成 19 年度 (平成 19 年 4 月) に製品安全協力に関する覚書を締結し、同年、第 1 回日中製品安全分野定期会合を開催。なお、同覚書に基づき、日本側からこれまで 2 件 (圧力なべ、ハロゲンヒータ) について、中国側に通報している。</p>	<p>関係省庁間の連携</p> <p>家庭用品に含有される物質によって人体の健康に対して影響を及ぼしたとみられる案件である場合には、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき危害の発生・拡大を防止すべき案件として厚生労働省に 47 件の事故情報を転送した。</p> <p>総務省消防庁との間で、製品に起因した (又は可能性がある) 火災事故についての情報を交換し、消防庁から提供された火災事故情報を基に事業者が把握していなかった火災事故を抽出することなどに活用された。</p> <p>警察庁との間で、重大製品事故に関する情報交換を実施した。</p> <p>刈払機などの農機具に係る重大製品事故については、農林水産省と共同で事故情報の公表を行った。</p> <p>[監視 (今後の取組み)]</p> <p>消安法に基づく事故情報の収集・公表制度については、今後とも消費経済審議会製品安全部会製品事故情報第三者委員会の意見を踏まえながら、着実な運用に取り組んでいく。</p> <p>今後も米国、中国とは、覚書 (ガイドライン) に基づき、事故情報交換を進めていくほか、欧州、韓国などとも積極的に事故情報交換を進めていく。</p>
--	---	---

リスクコミュニケーションへの消費者への参加促進

5【リスクコミュニケーションへの消費者の参加促進】		
消費者の関心が高い案件について積極的に情報提供するとともに、計画的に意見交換会の場を設定する。 [平成 17 年度以降継続的に実施する。その実施状況については毎年公表する。]		
担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省</p>	<p>< 意見交換会等 ></p> <p>消費者をはじめとする国民の関心が高いテーマを中心に、3 府省連携しての意見交換会を全国各地で平成 19 年度に 22 回実施した。</p> <p>意見交換会で使用した資料、議事録等は各府省のホームページにて公開。</p> <p>3 府省とも、年度ごとに実施方針を定めており、平成 20 年度の活動については、平成 20 年 4 月 23 日開催の第 37 回リスクコミュニケーション専門調査会等において報告し、ホームページに掲載し、公表する。</p> <p>平成 19 年度実施の意見交換会の主な開催テーマは以下の通り。</p> <p>食品安全委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国に輸入される牛肉等に係るリスク評価の実施 ・食の安全性を理解する上での食育の役割 ・食中毒原因微生物のリスク評価案件の選定 ・放射線照射食品をめぐる国際的な状況 ・豪州における農薬の安全性確保に関する取組 等 <p>厚生労働省及び農林水産省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国産牛肉、B S E 国内対策 ・輸入食品の安全確保 ・O I E コードの改正 	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性</p> <p>B S E をはじめとした消費者の大きな関心が寄せられている事項について、随時、積極的に意見交換会を実施した。</p> <p>消費者の関心が高い案件について、随時、ホームページ等で分かりやすい情報提供に努めた。</p> <p>有効性</p> <p>意見交換会、各省のHPの活用などにより、食品の安全に関する情報を消費者に提供するとともに、特に消費者等の関心が高い事案等について意見交換を実施しリスク評価・管理の検討の際に参考としている。リスク評価機関では、評価案件について、意見募集を実施し、寄せられた意見については、全てとりまとめの上、食品安全委員会、各専門調査会において審議を行っている。また、リスク管理に関しても、諮問内容等の検討などに用いている。なお、審議会での管理措置の検討にあたっては、国民からの意見を考慮しているところである。</p> <p>また、ホームページ等による情報提供を、積極的に努めたところであり、消費者の食品の安全性に関する理解の促進に有効であったと考える。</p> <p>関係省庁間の連携</p> <p>「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について（平成 16 年 2 月 18 日関係府省申合せ）」に基づき、リスク管理機</p>

	<p>・食中毒、GAP、IPM、植物検疫等</p> <p>パネルディスカッション形式で実施した意見交換会については、消費者に対し積極的にパネリストを依頼。</p> <p>食品安全委員会では、関係団体等との懇談会を随時開催し、意見交換を行っている。</p> <p>農林水産省では「リスク管理の標準手順書」に基づきリスク管理を行う際、適時適切な「関係者」との意見交換を行う必要性から、「リスク管理検討会」を設けている。</p> <p>< 情報提供 ></p> <p>府省間の横断的な対応が必要な事項については、関係府省間で調整してきているところであり、それぞれのホームページのリンクを活用して連携し、消費者の関心が高い案件について分かりやすい情報提供に努めている。</p> <p>食品安全委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページのトップページへのアクセス数：45,390件（平成20年3月分） ・メールマガジン登録者数：5,774人（平成20年3月末現在） ・季刊誌「食品安全」を発行（平成20年3月第16号を発行） <p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの「食品」のページへのアクセス数：81,327件（平成20年3月分） <p>農林水産省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページのトップページへのアクセス数：424,016件（平成20年3月分） ・メールマガジン（登録者数15,049人（平成20年3月末現在）） <p>3府省とも、意見・要望の募集については、ホームページを活用した方法も実施。</p>	<p>関とリスク評価機関との意思の疎通を図っているところである。</p> <p>関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を定期的に開催するなど調整を図りつつ、開催テーマに応じ、3府省で連携して、意見交換会を実施した。</p> <p>〔監視（今後の取り組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会における調査審議を踏まえ、平成18年11月に食品安全委員会において「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」が決定され、改善策が示された。現在この報告書に掲げられた目標や諸課題について同専門調査会で具体的に検討し、リスクコミュニケーションの着実な推進と新たな展開を図っている。 ・今後とも消費者をはじめとする国民の関心が高いテーマや関係者相互間の考え方が著しく乖離しているテーマを取り上げるとともに、実施した意見交換会の検証を踏まえ、意見交換会の改善に取り組んでいく。 ・消費者等の関心事項の把握に努め、関心事項の情報の提供等を実施する。 ・食品安全委員会では、リスク分析の考え方については、引き続き関係者への浸透・定着を図る。平成18年度に制作したリスク分析についてわかりやすく説明したDVD及び平成19年度に子供を対象に作成したリスク分析についてわかりやすく解説した冊子が各地域において、有効に活用されるよう努める。 ・今後も引き続き、ホームページ掲載内容の更なる充実、季刊誌における適切なテーマの設定等により、分かりやすい情報提供に努めていく。
--	--	--

6【リスクコミュニケーションへの消費者の参加促進】

欧米諸国の最新の事例について調査するとともに、実施したリスクコミュニケーションについて消費者の視点による評価・検証を実施し、リスクコミュニケーション手法の向上を図る。

また、リスクコミュニケーションの方法と技術に精通した人材の育成を図り、コミュニケーション技術の全体的な向上を図る。

[平成 17 年度以降継続的に実施する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省</p>	<p>食品安全委員会の「リスクコミュニケーションの評価手法に関する調査」、「マスメディア報道の分析に基づく情報発信の手法に関する調査」及び「地域におけるリスクコミュニケーションに関する調査」により、消費者等の関心事項に対応した効果的な意見交換会の企画及び評価のための効果的なアンケートの実施、正確で分かりやすく効果的な情報発信に用いる資料作成の留意点、国内外の地域におけるリスクコミュニケーションの取組状況と地方公共団体への支援方法について調査を実施。今後、リスクコミュニケーション専門調査会へ報告し、その内容は、ホームページで公表する予定。</p> <p>平成 19 年度は、リスクコミュニケーション専門調査会を 6 回開催し、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための調査審議を行った。</p> <p>食品安全委員会では、平成 18 年度から、食品の安全性に関して、地域におけるリスクコミュニケーションの積極的な実施を推進するため、行政、消費者団体、事業者など地域の集まりで食の安全に関して話をする機会のある方を対象に、リスク分析等についての理解を深め、コミュニケーション能力を高めていただくことを目的に、「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座」を実施している（平成 19 年度は、全国 11 カ所で実施）。また、平成 19 年</p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <p>効果的な意見交換会の実施と検証方法、情報発信に用いる資料作成の留意点及び地域におけるリスクコミュニケーションの現状と具体的な支援策等について検討すべき点が整理され、リスクコミュニケーション手法の向上や人材育成の今後の検討の方向性が判明した。</p> <p>関係省庁間の連携</p> <p>食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省との情報交換などで連携。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>平成 19 年度の調査結果を踏まえ、リスクコミュニケーションについて、消費者の視点による評価・検証を実施し、リスクコミュニケーション手法の向上を図る。</p> <p>また、リスクコミュニケーションの方法と技術に精通した人材の育成など府省間の横断的な対応が必要な業務については、関係府省で可能性等につき検討し、コミュニケーション技術の全体的な向上を図る。なお、食品安全委員会においては、平成 20 年度も引き続き「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座」及び「リスクコミュニケーター育成講座」を実施するほか、新たに、科学的知見に関する情報をわか</p>

	<p>度からは、新たに地域の指導者育成講座の受講者を主な対象として、関係者間の意思疎通を円滑に行わせる技術を有するリスクコミュニケーションを育成する「リスクコミュニケーション育成講座」を実施している（平成 19 年度は、全国 11 カ所で実施）。</p> <p>また、上記の「指導者育成講座」の受講者が、その成果をできる限り活かし、効果的にリスク分析の考え方を普及できるよう、地域で活動する際の一助とするため、リスク分析について分かりやすく説明したDVDを、平成 18 年度に制作した。</p> <p>農林水産省では、リスク管理等を担当する職員を対象にリスクコミュニケーションに関して講義した。</p> <p>また、平成 19 年度からは、リスク管理を担当する職員を対象に情報提供能力向上のための研修と、地方自治体職員も含めた食品安全に関するリスクコミュニケーション研修を実施した。</p> <p>厚生労働省では、自治体の職員を対象にリスクコミュニケーションに関する研修を実施した。</p>	<p>りやすく説明できるリスクコミュニケーターの育成を目的とした講座を実施する。</p> <p>リスクコミュニケーション専門調査会において、効果的な意見交換会の実施と検証方法、情報発信に用いる資料作成の留意点及び地域におけるリスクコミュニケーションの現状と具体的な支援策等について調査審議し、随時、取りまとめる。</p>
--	---	--

7【リスクコミュニケーションへの消費者の参加促進】

「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」(平成18年11月食品安全委員会決定)を踏まえ、府省連携して、参加対象者の関心に応じた意見交換会を開催する。 [平成19年度]

担当省庁	検証(進捗状況)	評価・監視(今後の取組み)
<p>食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省</p>	<p>「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」においては、改善の方向性として、関係者の情報基盤の共有、意見・情報の交換の双方向性の確保、意見・情報の交換の効率の向上が示された。</p> <p>これを踏まえ、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省等の間において、情報基盤の共有をはじめ連携を強化している。意見交換会の開催に当たっては、平易かつ正確性を失わない資料の作成やパネルディスカッションの活用等に努め、消費者をはじめとする国民の関心が高いBSE国内対策、輸入食品の安全確保、食中毒等をテーマに意見交換会等を実施した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <p>参加者へのアンケートの結果から、意見交換会の内容の理解及び意見交換会全体に対して好意的な意見が寄せられた。</p> <p>関係省庁間の連携</p> <p>食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省等の間において、情報交換など連携強化を推進している。</p> <p>・関係府省が連携して意見交換会を開催。</p> <p>〔監視(今後の取組み)〕</p> <p>「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」に掲げられた目標や諸課題について、リスクコミュニケーション専門調査会で具体的に検討し、リスクコミュニケーションの着実な推進と新たな展開を図ることとしている。</p>

食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及促進

8 【食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及推進】

いつでもどこでも誰でも簡単にコンピュータを利用できるユビキタス・コンピューティング技術を活用した、

- 1) 農薬をはじめとする生産資材の適正使用の徹底によるリスク管理の強化
- 2) 情報の記録等の自動化・簡便化
- 3) アレルゲン情報等消費者が簡単に入手できる安全・安心情報の充実

を通じてトレーサビリティ・システムの普及を図る。

[平成19年度までに実施する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
農林水産省	<p>ユビキタス食の安全・安心システムの開発</p> <p>ユビキタス・コンピューティング技術を活用して情報の記録等の自動化・簡便化を進め、食品の安全管理の向上等への活用も可能な先進的トレーサビリティ・システムを開発・実証するため、平成19年3月1日から15日までシステム開発の課題を公募した。その結果、11課題の応募があり、学識経験者等で構成される選考委員会において厳正に審査の上、5月30日に5課題の採択を決定した。これらの課題については、平成20年3月10日までシステムの開発・実証を実施した。</p> <p>また、事業者による自発的な取組を支援するため、トレーサビリティ導入に当たっての品目別ガイドライン（鶏肉、豚肉）を作成するとともに、普及啓発のためのセミナーを行った。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <p>情報の記録等の自動化・簡便化を進め、食品の安全管理の向上等への活用も可能な先進的トレーサビリティ・システムを開発したことにより、各事業者がシステムをそれぞれ保有している場合においても食品の移動の把握が可能となった。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>システム開発については、平成19年度をもって終了した。</p>

9【食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及推進】

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき、個体識別番号を表示した耳標の装着、牛の出生・異動の届出、国産牛肉の個体識別番号の表示等に関して、立入検査等を行う。 [平成 17 年度以降継続的に実施する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
農林水産省	<p>国内における B S E（牛海綿状脳症）のまん延防止と国産牛肉に対する信頼を確保するため、法に基づき、地方農政局及び地方農政事務所では、個体識別番号を表示した耳標の装着、牛の出生・異動の届出、国産牛肉の個体識別番号の表示等に関して、立入検査等を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農場等に対する立入検査 72 千件（平成 19 年度実績） ・販売業者等に対する立入検査 36 千件（平成 19 年度実績） 	<p>〔評価〕</p> <p>平成 19 年度末までに、耳標の装着義務違反等による告発 4 件、届出義務違反による催告 1 件、個体識別番号の表示義務違反による勧告 21 件を実施している。（いずれも公表）</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>法に基づき、継続実施する。</p>

10【食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及推進】

食品事故発生時に、対象商品を特定しての回収や事故原因の究明等をより迅速に行えるようにするため、ユビキタス・コンピューティング技術を活用して流通経路情報等の記録等の自動化・簡便化を進め、食品の安全管理の向上等への活用も可能な先進的トレーサビリティ・システムの開発・実証、品目別の導入ガイドラインの作成、普及啓発のためのセミナー開催等に対する支援を実施することにより、トレーサビリティ・システムの普及を図る。[平成19年度]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
農林水産省	<p>ユビキタス食の安全・安心システムの開発</p> <p>ユビキタス・コンピューティング技術を活用して情報の記録等の自動化・簡便化を進め、食品の安全管理の向上等への活用も可能な先進的トレーサビリティ・システムを開発・実証するため、平成19年3月1日から15日までシステム開発の課題を公募した。その結果、11課題の応募があり、学識経験者等で構成される選考委員会において厳正に審査の上、5月30日に5課題の採択を決定した。これらの課題については、平成20年3月10日までシステムの開発・実証を実施した。</p> <p>また、事業者による自発的な取組を支援するため、トレーサビリティ導入に当たっての品目別ガイドライン（鶏肉、豚肉）を作成するとともに、普及啓発のためのセミナーを行った。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <p>情報の記録等の自動化・簡便化を進め、食品の安全管理の向上等への活用も可能な先進的トレーサビリティ・システムを開発したことにより、各事業者がシステムをそれぞれ保有している場合においても食品の移動の把握が可能となった。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>システム開発については、平成19年度をもって終了した。</p>

11【食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及促進】

トレーサビリティへの活用が期待されている電子タグについて、高度活用のためのネットワーク技術を研究開発する。

[平成19年までに実施する]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
総務省	<p>電子タグを高度に利活用するために必要な以下の技術について研究開発及び実証実験を実施。</p> <p>【相互変換ゲートウェイ技術】 電子タグのIDと、ネットワークアドレス及びモノの属性情報をネットワーク上で関連づける技術や、IDと属性情報の検索・逆検索技術。</p> <p>【セキュリティ適応制御技術】 電子タグとネットワークとの間の情報交換において、電子タグに蓄積されている情報の改竄や不正アクセスの防止、プライバシー情報の開示を柔軟に制御する技術。</p> <p>【シームレス・タグ情報管理技術】 電子タグの属性情報を、動的な環境変化に応じてシームレスに管理しながら、異なるプラットフォーム間で交換する技術。</p> <p>消費者のプライバシー保護の観点から「電子タグに関するプライバシー保護ガイドライン」を経済産業省と共同で策定（平成16年6月8日）。</p>	<p>〔評価〕 進捗度 平成19年度はこれまでに開発した各要素技術を相互連携させ、総合評価を実施。具体的には、ユビキタスネットワークシンポジウム2007（UNS2007）において実施した食のトレーサビリティに関するデモンストレーション等を通じて、開発した技術により電子タグが業界・業種を超えて様々な用途に利用できる事を確認。</p> <p>関係省庁間の連携 政策群「ユビキタスネットワークを活用した食の安心・安全の向上」等において、農林水産省、経済産業省と連携を実施。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 次の取組み等を通じて、開発した技術の幅広い普及促進を図っていく予定。 研究開発の成果をインタフェース仕様書としてとりまとめ、一般に広く公開。 「電子タグに関するプライバシー保護ガイドライン」についても、必要に応じて適切な見直し・充実を実施。</p>

分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり

12【情報提供義務や勧誘のあり方等についての幅広い検討】

消費者契約法施行後の状況について分析・検討するとともに、消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則等について、幅広く検討する。
[平成19年までに一定の結論を得る。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
内閣府	<p>消費者契約法の施行後の状況について評価及び見直しを含めた検討を行うため、第20次国民生活審議会消費者政策部会の下に「消費者契約法評価検討委員会」を設置し、関連団体から意見を聴取するとともに、消費生活相談事例及び裁判例を収集・分析することを中心に、同法の施行状況の評価及び論点の検討を行った（平成19年1月から8月にかけて計9回の委員会を開催）。情報提供義務、不招請勧誘、適合性原則等については、第7回委員会（平成19年6月26日）において、集中的に検討した。</p> <p>同委員会の検討に基づき、今後の議論の方向性として、報告書「消費者契約法の評価及び論点の検討等」を取りまとめて公表した（平成19年8月）。</p> <p>同報告書については、1ヶ月間の意見募集に付し（平成19年8月～9月）、寄せられた主な意見の概要については、第21次国民生活審議会消費者政策部会の下に設置された「消費者契約に関する検討委員会」の第1回委員会において公表した（平成20年1月）</p>	<p>〔評価〕</p> <p>平成19年までに一定の結論を得るとされていたところ、議論の方向性を示した同年8月の報告書においては、「重要事項」（消費者契約法第4条第4項）の概念を拡張すべきこと等の具体的な消費者契約法の規定の在り方や、情報提供義務、適合性原則及び不招請勧誘に関するルールの在り方等について引き続き検討すべきものとして位置付けつつ、政府においては、本報告を踏まえ、次期（第21次）国民生活審議会において、消費生活相談事例や裁判例の収集、分析を十分に行うとともに関係者からの意見を聴取するなどして引き続き検討し、同法の見直しを含めた所要の措置をできる限り早急に講ずるべきと提言した。</p> <p>同報告書の提言に基づき、消費者契約法の見直しに向けた検討を行うため、第21次国民生活審議会消費者政策部会の下に「消費者契約に関する検討委員会」を設置した（平成19年11月）。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>第21次国民生活審議会消費者政策部会「消費者契約に関する検討委員会」において、消費者契約法の見直しに向けて、引き続き検討する。</p>

13【景品表示法の厳正な運用】

景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。

[平成 17 年度以降継続的に実施する。法運用の結果については毎年公表する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組）
公正取引委員会	<p>景品表示法の運用状況 平成 19 年度においては、景品表示法に基づく排除命令を 56 件、行政指導である警告を 19 件行った。主な特徴は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的、重点的な調査により表示事件について過去最高の排除命令件数を処理するなど景品表示法を厳正に運用 ・ 金融・保険サービス、携帯電話サービス、地域ブランドなど消費者のニーズに即した重点的な法の執行 ・ 平成 15 年法改正による第 4 条第 2 項（不实証広告規制）について、自動車の燃費向上等を標ぼうする商品に対して適用するなど積極的に運用 <p>執行体制の拡充 平成 20 年度予算において、上席景品表示調査官を設置。</p> <p>一定の不当表示への課徴金制度導入の検討 内閣官房長官の懇談会である「独占禁止法基本問題懇談会」の報告書（平成 19 年 6 月 26 日）における提言を踏まえ、不当表示に対する十分な抑止力を確保するために、一定の不当表示に対する課徴金制度の導入を内容とする「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案」を平成 20 年 3 月 11 日に第 169 回国会に提出。</p> <p>都道府県等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県とは年 2 回のブロック別連絡会議、年 1 回の全国会議、初任者研修会を開催。また、通常業務においても、審査手法や相談業務について積極的に連携・情報交換。 ・ 消費者団体と全国各地で懇談会を開催し、意見・情報を交換。 ・ 国民生活センターと年 2 回意見交換会を実施し、意見・情報を交換。また、違反事件処理に当たって分析試験を依頼するなど連携。PIO-NET 端末を設置し、国民生活センター等に寄せられる情報を迅速に違反事件の端緒・調査に活用。 	<p>〔評価〕 有効性、効率性 平成 19 年度の排除命令の件数は、表示事件について過去最高の件数となっており、景品表示法違反行為に対して積極的・厳正に対処した。また、排除命令等の措置と同時に、業界団体等に表示の適正化について要望を行うこともあり、業界全体における適正な表示に対する認識を高める効果が期待できるという点で、効率的であったと考えられる。さらに、左記改正法案の成立により、不当表示に対する課徴金制度が導入されれば、厳正な法執行とともに不当表示に対する抑止力が一層高まるものと考えられる。</p> <p>都道府県知事による指示件数は増加傾向にあり（平成 19 年度：28 件）、景品表示法の厳正な運用が行われていると評価できる。</p> <p>国民生活センターの PIO-NET 端末を設置したことにより、迅速に PIO-NET 情報に接することができるようになったため、当該情報を違反事件の端緒・調査の参考としてより有効に活用している。また、国民生活センターに依頼した試験結果は事件調査において有効に活用している。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 国民生活に密着した商品・サービスについて、より積極的に監視を行うとともに、消費者ニーズを踏まえながら、引き続き景品表示法を厳正に運用し、法運用の結果を公表する。また、必要に応じ景品表示法の執行体制の拡充を図る。</p>

14【特定商取引法の厳正な運用】

特定商取引法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。

[平成17年度以降継続的に実施する。法運用の結果については毎年公表する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>経済産業省 関係省庁</p>	<p>処分件数の増加 経済産業省及び都道府県は、悪質な訪問販売等により消費者被害をもたらす事業者に対し、特定商取引法に基づく行政処分を行い、平成19年度においては、経済産業省と都道府県の合計で180件（平成18年度は84件）の行政処分を行った。特に悪質な事業者に対しては、積極的に業務停止命令を発することとしている。19年度の業務停止命令は、経済産業省と都道府県の合計で113件となった（平成18年度は36件）。</p> <p>なお、経済産業省及び都道府県が行った行政処分の結果について、経済産業省のホームページにて公表を行っている。</p> <p>特定商取引法執行NET 経済産業省本省、地方経済産業局等、都道府県等執行機関の連携強化の一環として、平成19年度に特定商取引法の執行担当機関間の情報共有システムである「特定商取引法執行NET」の運用を開始した。</p> <p>都道府県に対する支援 都道府県が立入検査を行う際に、地方経済産業局が要請を受けて参加する等、都道府県の執行に対する支援を行っている。</p> <p>体制の増強 執行に関わる職員の定員6名が増員され、非常勤職員についても、増員・待遇の改善を行った。</p>	<p>〔評価〕 有効性 ・特に悪質な事業者に対しては、積極的に業務停止命令を発し、また、警察当局とも連携を行い、刑事告発等を行ったところであり、こうしたことも背景として、処分を行った行為類型については、消費者からの苦情・相談件数も大幅に減少している。</p> <p>関係諸機関の連携・機動性 ・「特定商取引法執行NET」を活用すること等により、執行機関同士の一層の連携を図る。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 ・引き続き特定商取引法を厳正に執行するとともに、執行体制の強化を図る。</p>

15【消費者信用の適正化】

消費者信用分野における諸問題については、各業態等における取引実態などを踏まえ、平成 16 年 1 月施行の新貸金業法附則等を踏まえた貸金業制度の将来的なあり方を含め、消費者信用全体の視点から検討する。 [平成 17 年度以降継続的に検討する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>金融庁 経済産業省 関係省庁</p>	<p>（金融庁） 深刻化した多重債務問題の解決に向けた抜本的かつ総合的な対策を講じる改正貸金業法（平成 18 年 12 月成立）に係る政令、内閣府令を公布（平成 19 年 11 月）平成 19 年 12 月に改正貸金業法の本体施行（取立規制の強化、業務改善命令の導入等）実施。 改正貸金業法の本体施行に向け、「貸金業者向けの総合的な監督指針」を策定（平成 19 年 11 月）。 改正貸金業法の本体施行日に、自主規制機関として新たな貸金業協会が設立され、広告のあり方等、広範な内容を含む協会の自主規制ルールを認可。</p> <p>（経済産業省） クレジット取引を巡る諸問題への対応のあり方について取引実態等を踏まえた検討を行うため、平成 17 年 11 月に産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会を設置し検討を行ってきた。 そのうち、クレジットカード情報漏えい・不正利用対策、個人情報情報機関の利用と情報保護に係る環境整備については、平成 18 年 3 月にとりまとめを行い、その他の不適正与信の排除、過剰与信の防止等のクレジット取引を巡る諸問題については、平成 18 年 6 月の小委員会において、課題と論点を整理した。 更なる検討を行うため、平成 19 年 2 月から産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会における検討を再開し、同年 12 月に報告書がまとめられた。本報告書の内容を踏まえ、平成 20 年 3 月に割賦販売法改正法案を国会に提出した。（特定商取引法改正法案</p>	<p>〔評価〕 （金融庁） 改正貸金業法では、多重債務問題の解決と安心して利用できる貸金市場を目指して、上限金利の引下げ、総量規制の導入、行為規制の強化、貸金業への参入条件の厳格化、業務改善命令の導入等の措置が講じられている。 政府や自主規制機関において、こうした改正法を踏まえた制度整備等が着実に進んでいる。</p> <p>（経済産業省） 平成 20 年 12 月にとりまとめられた産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会報告書を踏まえ、以下の項目を盛り込んだ割賦販売法改正案を平成 20 年 3 月に今国会に提出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の指定商品・指定役務制を廃止し、原則すべての商品・役務を対象とする ・ 割賦の定義を見直し、2ヶ月以上の1回払い、2回払いも規制対象とする ・ 個別クレジット事業者を登録制の対象とする ・ 個別クレジット事業者に訪問販売等を行う加盟店の行為について調査することを義務づけ、不適正な勧誘があれば消費者への与信を禁止する ・ クレジット事業者に対し、指定信用情報機関を利用した支払能力調査を義務づけ、消費者の支払能力を超える与信契約の締結を禁止する

	<p>との束ね法案として提出。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既払金返還ルールを創設し、訪問販売業者等が不適正な勧誘や過量販売を行った場合に、個別クレジット契約も解約し、既に支払った代金の返還も請求可能とする ・ クレジット事業者に対して、クレジットカード情報の保護のために必要な措置を講じることを義務づけるとともに、カード番号の漏えいや不正入手した者を刑事罰の対象とする ・ 自主規制団体の認定制度の導入 <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>（金融庁）</p> <p>改正貸金業法は本体施行から2年半以内に実施される完全施行まで、段階的に施行されることとされており、引き続き、改正貸金業法の円滑な施行に努める。</p> <p>消費者信用全体の体制のあり方等については、まずは今回の改正貸金業法において、施行から2年6か月以内に施行される上限金利の引下げや総量規制の影響を見定める。</p> <p>（経済産業省）</p> <p>割賦販売法改正法案を今国会に提出しており、成立した場合には、政省令の整備等を行い、改正割賦販売法の円滑な施行に努める。</p>
--	----------------------	---

16【ITを利用した取引における利用者保護ルールの検討】

インターネット取引の普及に対応するため、消費者契約全般におけるルール・規制のあり方等について、幅広く検討する。

[平成19年までに一定の結論を得る。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
内閣府	<p>消費者契約法の施行後の状況について評価及び見直しを含めた検討を行うため、第20次国民生活審議会消費者政策部会の下に「消費者契約法評価検討委員会」を設置し、関連団体から意見を聴取するとともに、消費生活相談事例及び裁判例を収集・分析することを中心に、同法の施行状況の評価及び論点の検討を行った（平成19年1月から8月にかけて計9回の委員会を開催）。インターネット取引に関するルールの在り方等については、第8回委員会（平成19年7月30日）において、集中的に検討した。</p> <p>同委員会の検討に基づき、今後の議論の方向性として、報告書「消費者契約法の評価及び論点の検討等」を取りまとめて公表した（平成19年8月）。</p> <p>同報告書については、1ヶ月間の意見募集に付し（平成19年8月～9月）、寄せられた主な意見の概要については、第21次国民生活審議会消費者政策部会の下に設置された「消費者契約に関する検討委員会」の第1回委員会において公表した（平成20年1月）。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>平成19年までに一定の結論を得るとされていたところ、議論の方向性を示した同年8月の報告書においては、事業者の免責条項等を定めた規約の問題等に関し、諸外国における制度の動向をも踏まえながら、インターネット取引に関するルールの在り方等について引き続き検討すべきものとして位置付けつつ、政府においては、本報告を踏まえ、次期（第21次）国民生活審議会において、消費生活相談事例や裁判例の収集、分析を十分に行うとともに関係者からの意見を聴取するなどして引き続き検討し、同法の見直しを含めた所要の措置をできる限り早急に講ずるべきと提言した。</p> <p>同報告書の提言に基づき、消費者契約法の見直しに向けた検討を行うため、第21次国民生活審議会消費者政策部会の下に「消費者契約に関する検討委員会」を設置した（平成19年11月）。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>第21次国民生活審議会消費者政策部会「消費者契約に関する検討委員会」において、消費者契約法の見直しに向けて、引き続き検討する。</p>

17【特定商取引法における検討】		
指定商品・指定役務制の廃止の可能性について検討する。		[平成19年度までに一定の結論を得る。]
担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
経済産業省 関係省庁	<p>特定商取引法における指定商品・指定役務制の廃止の可能性についての論点及びその他の改正事項の検討を行うため、産業構造審議会特定商取引小委員会を平成19年3月から合計13回開催した。</p> <p>・上記審議会において、中間取りまとめとそれに対する意見募集を行い（平成19年6月）、寄せられた主な意見の概要及びそれらに対する事務局意見を公表した（平成19年8月28日）。また、審議会における検討全体につき、最終報告を取りまとめて公表した（平成19年12月10日）。</p> <p>本報告の内容を踏まえ、指定商品・指定役務制の廃止を行うなどを内容とする「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案」を、平成20年3月7日に国会に提出した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性 訪問販売等において、特定商取引法の適用対象を限定列挙方式から、原則適用方式に変更することにより、未知の商品や役務が新たな市場において取引された場合でも、迅速かつ機動的な対応が可能となり、規制の後追いから脱却することができる。</p> <p>関係省庁との連携 関係省庁との連携の下、適用除外とする商品や役務を検討することで、過剰規制にならない制度方針とすることができる。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>特定商取引法改正法案が成立した場合には、過剰規制や商品の性質等による無用のトラブルを回避するため、同法の適用除外を定める等、政省令等の整備を進める。</p> <p>また、法改正の実効性を確保するため、改正内容の広報・周知活動を行い、改正特定商取引法の円滑な施行を図る。</p>

18【金融商品取引法等の円滑な施行とより包括的な金融サービス法制の検討】

「商品取引所法」を厳正に運用し、同法の施行状況を注視する。

また、金融商品取引法制について、同法の利用者保護ルールの徹底を図りつつ、金融商品・サービス全般を対象とする、より包括的な規制の枠組みについては、金融審議会における検討状況等を踏まえ、引き続き検討する。

[平成19年9月予定の金融商品取引法の本格施行後検討する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>金融庁 農林水産省 経済産業省 国土交通省</p>	<p>金融商品取引法に併せて、平成19年9月30日より改正商品取引所法が施行されたところ。 金融商品取引法の政令・内閣府令等を平成19年8月3日～8月15日に公布、同年9月30日より金融商品取引法を施行したところ。</p>	<p>〔評価〕 平成19年度は、商品取引所法に基づく立入検査を18件（平成18年度：16件）、行政処分を15件（平成18年度：7件）実施している。 農林水産省及び経済産業省における緊密な連携の下、商品取引所法の厳正な執行を行っている。 金融商品取引法の施行により、投資性の強い金融商品・サービスを幅広く対象とした利用者保護ルールを整備している。 投資性の強い預金・保険等についても、「同じ経済的性質を有する金融商品には同じルールを適用する」との考え方の下、各業法で金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールを整備している。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 今後も農林水産省及び経済産業省の連携を図りつつ、更なる委託者トラブルの減少に向け、厳正な法執行を図っていく。 金融商品取引に関するより包括的な規制の枠組みについては、まずは投資性の強い金融商品・サービスを幅広く対象とした金融商品取引法の利用者保護ルールの運用状況を注視し、引き続き幅広く検討する。</p>

19【多重債務問題への対応】

クレジット取引に関し、過剰与信の防止、個人情報情報機関の適切な活用等について検討する。 [平成19年度までに一定の結論を得る。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>経済産業省</p>	<p>クレジット取引を巡る諸問題への対応のあり方について取引実態等を踏まえた検討を行うため、平成17年11月に産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会を設置。平成18年3月に個人情報情報機関の適切な活用の論点を含んだ報告書である「個人情報情報機関の利用と情報保護に係る環境整備について」をとりまとめ、平成18年6月には過剰与信の防止の論点を含んだ報告書である「クレジット取引に係る課題と論点整理について」をとりまとめた。</p> <p>上記小委員会報告書である「個人情報情報機関の利用と情報保護に係る環境整備について」を受け、平成18年10月16日付けで「経済産業分野のうち信用分野における個人情報ガイドライン」の改正を行った。</p> <p>また、更なる検討を行うため、平成19年2月から産業構造審議会販売分科会基本問題小委員会における検討を再開し、同年12月に報告書がまとめられた。本報告書の内容を踏まえ、平成20年3月に割賦販売法改正法案を国会に提出した。（特定商取引法改正法案との束ね法案として提出。）</p>	<p>〔評価〕</p> <p>平成19年2月から再開した産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会において、クレジット取引に関する過剰与信の防止等の論点について更なる検討を進め、平成19年12月に報告書がとりまとめられた。本報告書を踏まえ、以下の項目を盛り込んだ割賦販売法改正案を平成20年3月に今国会に提出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の指定商品・指定役務制を廃止し、原則すべての商品・役務を対象とする ・割賦の定義を見直し、2ヶ月以上の1回払い、2回払いも規制対象とする ・個別クレジット事業者を登録制の対象とする ・個別クレジット事業者に訪問販売等を行う加盟店の行為について調査することを義務づけ、不適正な勧誘があれば消費者への与信を禁止する ・クレジット事業者に対し、指定個人情報機関を利用した支払能力調査を義務づけ、消費者の支払能力を超える与信契約の締結を禁止する ・既払金返還ルールを創設し、訪問販売業者等が不適正な勧誘や過量販売を行った場合に、個別クレジット契約も解約し、既に支払った代金の返還も請求可能とする ・クレジット事業者に対して、クレジットカード情報の保護のために必要な措置を講じることを義務づけるとともに、カード番号の漏えいや不正入手した者を刑事罰の対象とする ・自主規制団体の認定制度の導入 <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>割賦販売法改正法案を今国会に提出しており、成立した場合には、政省令の整備等を行い、改正割賦販売法の円滑な施行に努める。</p>

20【ITを利用した取引における利用者保護ルールの検討】

「特定電子メールの送信の適正化に関する法律」を厳正に運用するとともに、迷惑メールの動向を把握すること等により、同法の効果について評価する。また、国際的な整合性・協調体制の重要性等も踏まえ、「オプトイン方式（不招請勧誘の禁止）」の迷惑メール対策としての有効性について注視するとともに、送信ドメイン認証技術を始めとする技術的対策の普及促進等について検討する。

[平成18年度以降継続的に実施する]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
総務省	<p>総務省では平成19年7月より「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」（座長 新美育文明治大学教授）を開催し、法制度の見直しや技術的対策、国際連携など総合的な迷惑メール対策の検討を行っている。これまで6回の会合を開き、平成19年12月には法制度の見直しを中心とする中間とりまとめを公表し、同中間とりまとめを踏まえ、諸外国においても導入の進むオプトイン方式による規制の導入や法の実効性の強化、海外発の迷惑メールが急増していることを踏まえた国際連携の強化を内容とする特定電子メール法の改正法案が平成20年2月に国会に提出されている。</p> <p>平成19年4月より平成20年3月までの間に、総務省は745件の警告メールを送信しており、平成20年2月には特定電子メール法違反の事業者に対し、措置命令を発している。また、同月には警視庁により、同法違反者による摘発が行われた。</p> <p>国際連携については、平成19年7月にドイツと迷惑メール対策に関する共同声明を発表するなど二国間連携を進め、「ロンドン・アクション・プラン」や「迷惑メール対策に関するソウル・メルボルン多国間覚書」の会議への参加を通じ、各国迷惑メール対策執行当局との間で情報交換や執行機関同士の協力に関する議論を行った。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」中間とりまとめを踏まえ、法制度の見直しを迅速に行い、2月に特定電子メール法改正案を提出した。 <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迷惑メールの全体量の増加、送信手法の巧妙化・悪質化、現行のオプトアウト方式（受信拒否をした者に対する再送信を禁止する方式）の形骸化、海外発迷惑メールへの増加といった迷惑メールの問題に対応した迷惑メール対策として有効な改正法案を国会に提出した。 <p>関係省庁間の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省と直罰規定の適用を行う警察庁との間で必要な情報交換を実施。また、特商法に基づく規制を行う経済産業省との間では、「迷惑メール追放支援プロジェクト」を連携して実施するなど、関係省庁と協調しつつ、迷惑メール対策を実施している。 <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、国会提出中の特定電子メール法の改正法案が成立した場合には、広告宣伝メールについてオプトイン方式による規制の円滑な導入、同法に基づく厳正な法執行、国際連携の強化を進めていく。[平成20年度以降継続的に実施]

21【ITを利用した取引における利用者保護ルールの検討】

インターネット・オークションに係る消費者トラブルの増加等を踏まえ、インターネットを利用した通信販売における利用者保護のための方策について、法制度を含めて検討する。[平成19年度までに一定の結論を得る。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>経済産業省</p>	<p>特定商取引法におけるITを利用した取引における利用者保護ルールの検討等の論点について検討するため、特定商取引法における他の改正事項の検討と併せて、産業構造審議会特定商取引小委員会を平成19年3月から合計13回開催した（うち、ITを利用した取引における利用者保護ルールの検討関連は計7回）。</p> <p>・上記審議会において、中間取りまとめとそれに対する意見募集を行い（平成19年6月）寄せられた主な意見の概要及びそれらに対する事務局意見を公表した（平成19年8月28日）。また、審議会における検討全体につき、最終報告を取りまとめて公表した（平成19年12月10日）。</p> <p>本報告の内容を踏まえ、インターネットを利用した通信販売における利用者保護のための方策などを盛り込んだ「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案」を、平成20年3月7日に国会に提出した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <p>返品可否・条件を広告に表示していない場合は、8日間、送料消費者負担での返品（契約の解除）を可能とすることで、インターネットを利用した通信販売における返品トラブルの是正を図ることができる。</p> <p>また、相手方が事前に承諾をしていない広告メールの送信を禁止することで、望まない商取引に誘い込まれてトラブルに遭うといった消費者被害の是正を図ることができる。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>特定商取引法改正法案が成立した場合には、政省令等の整備を進める。</p> <p>また、法改正の実効性を確保するため、改正内容の広報・周知活動を行い、改正特定商取引法の円滑な施行を図る。</p>

22【金融商品取引法等の円滑な施行とより包括的な金融サービス法制の検討】

平成 19 年 9 月頃の本格施行に向けて、引き続き、関係政令・内閣府令等の整備や、制度の周知・徹底など、金融商品取引法制の適切かつ円滑な施行に向けて準備を進める。 [平成 19 年度]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
金融庁	<p>金融商品取引法の政令・内閣府令等を平成 19 年 8 月 3 日～8 月 15 日に公布、同年 9 月 30 日より金融商品取引法を施行。金融商品取引法の法令解釈の問合せ等への対応、同法の内容に関する講演、刊行物への寄稿等を通じて、その理解の促進に努めている。</p> <p>地方自治体の消費者行政担当者や消費生活相談員等を対象に金融商品取引法の講演会を行うなど、その理解の促進に努めている。</p> <p>金融業界と意見交換を行い、実務上の疑問点等について意見交換を行っている。</p> <p>金融商品取引法の趣旨・目的が広く理解され、法の円滑な運用がなされるよう、平成 20 年 2 月 21 日に法令に関する代表的な疑問に答える質疑応答集「金融商品取引法の疑問に答えます」を公表し、金融機関の関係者に過不足のない対応を促すとともに、併せて 当局の検査・監督等を担当する者にも周知徹底を図ることにより当局における金融商品取引法の運用においても法の本来の趣旨を踏まえた適切な対応を図るよう努めているところ。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>金融庁に対する金融商品取引法の問い合わせ件数は、施行前後のピーク時から大幅に減少している。</p> <p>また、日本証券業協会が協会員を対象に行った同法への対応状況に関する調査（平成 20 年 1～3 月）においては、情報不足・対応の遅れなどが解消しているとする会社が多かった。しかしながら、一部の金融機関の現場において、本来の法の趣旨と異なる誤解とも言える過剰な対応が行われているとの指摘も見られた。</p> <p>このため、金融商品取引法に関する代表的な疑問について、金融庁としての考え方を示した質疑応答集を公表した（平成 20 年 2 月 21 日）。その内容について、監視委員会や財務局等の会議において当局の検査・監督の担当者への徹底も行っているところ。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>引き続き、利用者保護と利用者利便のバランスに配慮した金融商品取引法の趣旨・目的が広く理解され、同法の円滑な運用がなされるよう努める。[平成 20 年度]</p>

23【海外商品先物取引法等の厳正な運用】

海外商品取引業者の情報収集及び海外商品先物取引の実態把握に努めるとともに、新たに国民生活センターの全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O - N E T）の活用により業者の実態把握を進め、海外商品先物取引法の厳正な執行を行う。 [平成19年度]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>農林水産省 経済産業省</p>	<p>農林水産省及び経済産業省は、両省に寄せられた苦情・相談等をもとに、法務局の協力を得て法人登記簿を取り寄せる等海外商品取引業者等の情報収集（207社を把握）を行った。</p> <p>このうち、海外商品先物取引については、平成19年度には15社に対するヒアリングを行い、報告徴収9件、立入検査2件、業務停止命令6件の行政処分を行った。</p> <p>海外商品先物オプション取引及びロコ・ロンドン取引等については、特定商取引法の規制対象となるよう政令改正（平成19年7月15日施行）を行うとともに、立入検査1件を行った。</p> <p>農林水産省においては、平成19年11月26日に地方農政局等を通じて、都道府県等に対し注意喚起のポスター3,100枚、チラシ50,900枚を配布するとともに、都道府県消費者センター等の窓口担当を対象とした広報啓発セミナーを東海、近畿、中四国及び九州農政局において実施した。</p> <p>経済産業省においては、平成19年10月29日付けで、地方経済産業局を通じ都道府県及び市町村への注意喚起の周知並びに関係消費者団体への周知依頼を行うとともに、政府広報（平成20年3月ラジオ放送）を行った。</p> <p>農林水産省及び経済産業省は、産業構造審議会商品取引所分科会海外商品先物取引等小委員会第1回を開催した（平成20年4月25日）。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <p>海外商品取引業者に対するヒアリングを通じて、勧誘方針、苦情処理体制、顧客財産の保全等の状況確認を行い、十分でない海外商品取引業者に対し、勧誘に係る社内規程の策定、コンプライアンス部門の強化等、委託者保護のための措置を求め、取引の適正化を行った。</p> <p>また、海外商品先物取引に関して、国民生活センターに寄せられた苦情件数は、平成19年度は月平均約34件と、前年同期の月平均41件から約2割減少した。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>農林水産省及び経済産業省は、両省の緊密な連携の下、引き続き海外商品取引業者の情報収集及び海外商品先物取引の実態把握に努めるとともに、国民生活センターの協力を得てP I O - N E Tの活用による業者の実態把握を進め、引き続き、海外商品先物取引法を厳正に執行する。</p> <p>海外商品先物オプション取引及びロコ・ロンドン取引等については、特定商取引法の対象となる商品取引の仲介サービス等について、同法を厳正に執行する。</p> <p>海外商品先物取引、同オプション取引及びロコ・ロンドン取引等については、委託者（消費者）保護強化等の観点から、その規制のあり方等を検討するために、産業構造審議会商品取引所分科会に「海外商品先物取引等小委員会」の設置を決定した（平成20年3月27日）。</p>

24【多重債務問題への対応】

「多重債務問題改善プログラム」を政府及び関係者が一体となって実行し、各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップを行う。

[平成19年度以降継続的に実施する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣官房 金融庁 内閣府 警察庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省</p>	<p>平成19年4月、内閣に設置された「多重債務者対策本部」において、</p> <p>丁寧な事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供</p> <p>多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化 ヤミ金融の取締の強化</p> <p>を柱とする「多重債務問題改善プログラム」を策定。</p> <p>「多重債務問題改善プログラム」に基づき、例えば、以下のよう な施策が実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体の多重債務者相談に携わる職員向けの「多重債務者 相談マニュアル」を作成、全国の都道府県、市区町村等へ配 付（平成19年7月。平成20年3月改訂）。 ・ 全国の地方自治体における相談窓口の整備を促進するため、 全国の都道府県で多重債務者向けの無料相談会を実施（「全 国一斉多重債務者相談ウィーク」平成19年12月10日～16日）。 ・ 国民生活センターにおいて、地方自治体の相談員等向け研 修の中で、多重債務問題に関する講義を実施。 ・ シンポジウム等において、いわゆる岩手モデル（岩手県消 費者信用生活協同組合における、多重債務者に対する丁寧な 事情聴取を前提とした低利での融資制度）を紹介する等、関 係者の取組みを促進。 	<p>〔評価〕</p> <p>多重債務問題解決に向けて、政府、地方自治体、関係団体の広範な 関係者において、「多重債務問題改善プログラム」に基づき、様々な取 組が進展している。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>「多重債務問題改善プログラム」に定められた各施策の進捗状況に ついて、多重債務者対策本部においてフォローアップを行う。（平成 19年度の各施策の実施状況の詳細については、早急にとりまとめる予 定。）</p> <p>引き続き、「多重債務問題改善プログラム」に定められた各施策 について、国・自治体及び関係団体が一体となって実行する。</p>

	<ul style="list-style-type: none">・ 借金の問題を分かりやすく解説したリーフレットを作成、全国の高校へ送付（平成 19 年 9 月）。・ 高校の家庭科の学習指導要領において多重債務問題について取り扱うことを検討。・ 内閣府において実施する消費者問題出前講座（平成 19 年度：2,503 回）の中で、多重債務問題を説明したリーフレット等を配布することにより、多重債務問題について講義。・ 警察において、集中取締本部を維持し、無登録業者の摘発を強化するとともに、違法行為を直ちに中止させるよう、警告や携帯電話不正利用防止法に基づく携帯電話の利用停止の制度を活用。・ 金融庁において、悪質な登録業者への監督上の処分を徹底する他、無登録業者による違法な貸付けや取立ての苦情等を受けた場合は、一般的な警察当局への情報提供に加え、早急の実態把握を行い、違法な貸付けや取立てを直ちに中止するよう警告を実施。	
--	--	--

25【悪質な勧誘販売行為を助長する不適正与信の排除】

悪質な勧誘販売行為にクレジットが利用されることのないよう、与信事業に関して対応を検討するとともに、クレジット取引関連事業者の責務と役割、割賦販売法の適用対象範囲、指定商品・指定役務制の是非について検討する。 [平成18年度以降継続的に検討する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>経済産業省</p>	<p>クレジット取引を巡る諸問題への対応のあり方について取引実態等を踏まえた検討を行うため、平成17年11月に産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会を設置し検討を行ってきた。</p> <p>そのうち、クレジットカード情報漏えい・不正利用対策、個人情報情報機関の利用と情報保護に係る環境整備については、平成18年3月にとりまとめを行い、その他の不適正与信の排除、過剰与信の防止等のクレジット取引を巡る諸問題については、平成18年6月の小委員会において、課題と論点を整理した。</p> <p>更なる検討を行うため、平成19年2月から産業構造審議会販売分科会基本問題小委員会における検討を再開し、同年12月に報告書がまとめられた。本報告書の内容を踏まえ、平成20年3月に割賦販売法改正法案を国会に提出した。（特定商取引法改正法案との束ね法案として提出。）</p>	<p>〔評価〕</p> <p>平成20年12月にとりまとめられた産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会報告書を踏まえ、以下の項目を盛り込んだ割賦販売法改正案を平成20年3月に今国会に提出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の指定商品・指定役務制を廃止し、原則すべての商品・役務を対象とする ・割賦の定義を見直し、2ヶ月以上の1回払い、2回払いも規制対象とする ・個別クレジット事業者を登録制の対象とする ・個別クレジット事業者に訪問販売等を行う加盟店の行為について調査することを義務づけ、不適正な勧誘があれば消費者への与信を禁止する ・クレジット事業者に対し、指定信用情報機関を利用した支払能力調査を義務づけ、消費者の支払能力を超える与信契約の締結を禁止する ・既払金返還ルールを創設し、訪問販売業者等が不適正な勧誘や過量販売を行った場合に、個別クレジット契約も解約し、既に支払った代金の返還も請求可能とする ・クレジット事業者に対して、クレジットカード情報の保護のために必要な措置を講じることを義務づけるとともに、カード番号の漏えいや不正入手した者を刑事罰の対象とする ・自主規制団体の認定制度の導入 <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>割賦販売法改正法案を今国会に提出しており、成立した場合には、政省令の整備等を行い、改正割賦販売法の円滑な施行に努める。</p>

消費者団体訴訟制度の導入

26【消費者団体訴訟制度の導入】

改正消費者契約法の施行状況を踏まえつつ、独占禁止法及び景品表示法における団体訴権の導入について検討する。

[平成 19 年までに一定の結論を得る。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組）
公正取引委員会	<p>独占禁止法及び景品表示法における団体訴訟制度の導入について論点を整理，検討するために以下を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訴権の法的性質，差止対象とする違法行為等の範囲や訴権を担う団体の認定方法などといった論点について検討するため，有識者から成る研究会「団体訴訟制度に関する研究会」を平成 19 年 5 月から開催（5 回）し，報告書を取りまとめて公表した（平成 19 年 7 月 12 日）。 ・ 同報告書に対する意見募集を行い，寄せられた主な意見の概要及びそれらに対する当委員会の意見を公表した（同年 10 月 16 日）。また，同日公表した「独占禁止法の改正等の基本的考え方」において，「景品表示法上の不当表示につき，一定の消費者団体による差止請求制度を設ける。」との方針を示した。 <p>当委員会，内閣府，法務省及び経済産業省の間で協議を行い，景品表示法に消費者団体訴訟制度を導入することなどを内容とする「消費者契約法等の一部を改正する法律案」が平成 20 年 3 月 4 日に第 169 回国会に提出され，4 月 25 日に可決，成立し，5 月 2 日に公布された（平成 21 年 4 月 1 日施行）。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性 平成 19 年中に一定の結論を得るとされていたところ，同年 10 月に，景品表示法の不当表示につき，一定の消費者団体による差止請求制度を設けるとの方針を示し，平成 20 年 3 月 4 日に同内容の法案を第 169 回国会に提出した。</p> <p>有効性 適格消費者団体が，優良誤認表示・有利誤認表示といった景品表示法に規定される不当な行為について，差止請求をすることができることとし，消費者利益の擁護に資する内容の法案とすることができた。</p> <p>関係省庁間の連携 内閣府，法務省及び経済産業省と協議を行い，景品表示法及び特定商取引法に導入する消費者団体訴訟制度について，適格消費者団体の認定・監督及び訴訟手続を消費者契約法に一本化することで合意した。これにより，申請団体の事務負担や事業者側の応訴負担に配慮した制度とすることができた。</p> <p>〔監視（今後の取組）〕 景品表示法への消費者団体訴訟制度導入についての周知等 本改正法の施行日（平成 21 年 4 月 1 日）から，景品表示法における消費者団体訴訟制度の運用が円滑に開始されるようにするため，同制度についてのパンフレットの作成，説明会の開催等により，同制度の周知活動を十分に行っていくこととする。</p> <p>また，消費者契約法に基づく消費者団体訴訟制度に係る適格消費者団体との懇談会を実施し，景品表示法，消費者団体訴訟制度等について意見交換を実施する。</p>

27【消費者団体訴訟制度の導入】		
特定商取引法における消費者団体訴訟制度の導入について検討する。		[平成19年度までに一定の結論を得る。]
担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
経済産業省	<p>特定商取引法における消費者団体訴訟制度の導入についての論点を整理、検討するために以下を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訴権の法的性質、差止対象とする違法行為等の範囲や訴権を担う団体の認定方法などといった論点について検討するため、特定商取引法における他の改正事項の検討と併せて、産業構造審議会特定商取引小委員会を平成19年3月から合計13回開催した。 ・ 上記審議会において、中間取りまとめとそれに対する意見募集を行い（平成19年6月）、寄せられた主な意見の概要及びそれらに対する事務局意見を公表した（平成19年8月28日）。また、審議会における検討全体につき、最終報告を取りまとめて公表した（平成19年12月10日）。 <p>内閣府、法務省、公正取引委員会との間で協議・検討を行い、特定商取引法及び景品表示法に消費者団体訴訟制度を導入すること等を内容とする「消費者契約法等の一部を改正する法律案」を平成20年3月4日に国会に提出した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性 平成19年度中に一定の結論を得るとされていたところ、同年6月に、特定商取引法上の違法行為等に対して適格消費者団体による差止請求を認める制度の導入を中間取りまとめにおいて示し、同年12月の最終報告においてその実現可能性を確認した。その結果として、平成20年3月4日に、同制度の導入を内容とする法案を国会に提出した。</p> <p>有効性 適格消費者団体が、事業者の不実告知や威迫・困惑等の不当な勧誘行為又はクーリング・オフを無意味にするような特約を含む契約の締結等の特定商取引法に規定される不当な行為について、差止請求をすることができることとし、消費者利益の擁護に資する内容の法案とすることができた。</p> <p>関係省庁間の連携 内閣府、法務省、公正取引委員会との間で協議・検討を行い、特定商取引法及び景品表示法に導入する消費者団体訴訟制度について、適格消費者団体の認定・監督及び訴訟手続等を消費者契約法に一本化することで合意した。これにより、団体申請の事務負担や事業者側の応訴負担等に配慮した制度設計とすることができた。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 特定商取引法への消費者団体訴訟制度導入についての周知等 法案が成立した場合には、特定商取引法における消費者団体訴訟制度の運用が円滑に開始されるようにするため、同制度の周知活動を十分に行っていくこととする。 また、適格消費者団体との情報共有等を通じて、内閣府における団体の認定・監督等につき連携していくこととする。</p>

学校や社会教育施設における消費者教育の推進

28【消費者教育の担い手の強化及び機会の拡充】

国民生活センター及び消費生活センターにおける消費者問題講座修了者が学校や社会教育施設等で専門家として消費者教育を実施できるよう、その育成プログラムを策定する。 [策定方針について平成19年度までに一定の結論を得る。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 文部科学省 国民生活センター</p>	<p>社団法人新情報センターへの請負業務として、請負先に「消費者教育の総合的推進に関する調査研究会」（座長：円谷峻 明治大学大学院法務研究科教授）を設置した。</p> <p>その後、当該研究会を6回開催し、消費者教育の講師育成に関する実態調査を行うとともに、同調査に基づいて消費者教育の講師の育成状況を整理し、消費者教育の担い手の育成プログラムを策定した。また、育成後のフォローアップの仕組みについて検討した。</p> <p>（参考） 研究会の検討経過 第1回（平成19年12月10日） 研究会の進め方について、アンケート調査の調査項目の検討 第2回（平成19年12月27日） 講師育成事業の整理、ヒアリング調査のヒアリング候補先の検討 第3回（平成20年1月17日） 消費者教育の評価について、有識者ヒアリング（教材及び授業の評価、講座の効果測定について） 第4回（平成20年1月28日） アンケート調査結果報告、報告書目次の検討 第5回（平成20年2月21日） 担い手育成・支援プログラムの検討、報告書内容の検討 第6回（平成20年3月4日） 教材の作成・活用を推進する仕組みの検討、連携・協力を推進する仕組みの検討</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度 平成19年度においては、消費者教育の講師育成に関する実態調査を行い、当該結果に基づき消費者教育の講師育成の状況を整理し、育成プログラムを策定した。</p> <p>有効性 実態調査に基づき、都道府県・政令指定都市が実施している講師育成講座・育成している講師を整理し、育成プログラムを策定した。また、調査結果に基づき、消費者教育の担い手育成後のフォローアップの仕組みについて検討した。今後、講師育成プログラムを活用していく上での重要な目安になる。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 平成20年度においては、当該報告書に示された育成プログラムに基づき講座を実施し、内容について検証する。</p>

29【消費者教育の内容の充実】

学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。

また、教員向けの指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。
[平成17年度以降継続的に教材等を作成する]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
内閣府	<p>平成18年度作成 「障害者の消費者トラブル見守りガイドブック」 幼児・保護者向け教材「たいせつなおやくそく」 教材（データ）の地域に応じた活用 冊子として合計各40万部配布し、民生委員・児童委員には1人1冊ずつ行き渡るようにするとともに、内閣府ホームページ上にPDFで公開し、自由にダウンロードできるようにした。また、地域に応じた啓発資料として加工できるよう、同ガイドブックのデータをCD-ROMにして全都道府県・政令指定都市に配布し、市町村や社会福祉協議会、消費者団体には要望に応じて貸与した。CD-ROMの貸与先は、消費生活センター、福祉団体等26箇所であった。 講座における積極的利用 「障害者の消費者トラブル見守りガイドブック」は、「消費者問題出前講座（障害者及び見守る人対象）」（受講者7,000人余り）において、使用した。 平成19年度作成 教員・講師向け「消費者教育指導ガイドブック」 教員や消費生活相談員、市民講師などの消費者教育の担い手に対し、ライフステージ毎に4つの領域に沿って、目標及び教えるべき内容、その指導方法について整理・解説した手引書である。 中高生向け「消費者トラブルガイドブック」 主に中高生を対象として、問題となっている30の項目について、消費者トラブルの現状、対処方法等について、3コマ漫画を用いてわかりやすく解説した教材。</p>	<p>〔評価〕 平成18年度作成「障害者の消費者トラブル見守りガイドブック」有効性 都道府県、市区町村、社会福祉協議会、市区町村民生委員児童委員協議会、その他福祉団体等に広く配布した（約40万部）。その後、市町村や介護事業者など団体から追加送付の要望があり、1団体あたり平均280部程度、合計約3万部送付した。送付先の約半分が福祉関係であったことから、従来の行政の消費生活部門や消費者団体だけではなく、新しいルートでより広い対象に啓発が行われたと考えられる。また、CD-ROMとしてデータを提供したことで、地方公共団体等におけるリーフレット作成等の活動支援にもなった。 平成18年度作成「たいせつなおやくそく」（幼児・保護者向け教材）有効性 教材の不足している、幼児・児童期の教材を提供することができた。都道府県、市区町村、社会福祉協議会、市区町村民生委員児童委員協議会、その他福祉団体等に広く配布した（約40万部）。CD-ROMとしてデータを提供したことで、地方公共団体等におけるリーフレット作成等の活動支援にもなった。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 平成19年度に作成した教材は、教育委員会や消費生活センター、消費者団体等に配布し、広く消費者教育の担い手に届くようにする。また、引き続き教材のデータをCD-ROMとして配布・貸与し、地方公共団体等における教材作成支援としたい。 平成20年度においても、関係省庁消費者教育会議における情報共有・調整を踏まえ、引き続き教材等を作成する。</p>

29【消費者教育の内容の充実】

学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。

また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。
 [平成17年度以降継続的に教材等を作成する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
金融庁	<p>多重債務、振り込み詐欺、偽造・盗難キャッシュカード等の金融トラブルの未然防止を目的として、金融取引の基礎知識をまとめたパンフレット「はじめての金融ガイド」を全国の地方公共団体、大学・短大・高専、高等学校等に広く無償配布（76万部）した。</p> <p>平成20年3月、多重債務者、振り込み詐欺、偽造盗難キャッシュカード等の金融トラブルの未然防止のため、「はじめての金融ガイド」と合わせて活用できるDVD教材を作成した。平成20年度に、全国の地方公共団体、大学・短大・高専、高等学校等に広く無償配布する予定。</p> <p>平成20年3月、パンフレット「はじめての金融ガイド」の一層の活用促進を図るため、講師用指導マニュアルを作成し、金融庁のwebサイトに掲載した。</p> <p>平成19年9月、多重債務者の発生予防を目的に、借金問題を分かりやすく解説したリーフレット「安易に借金をしてはいけません～多重債務に陥らないために～」を文部科学省と共同で作成し、全国の地方公共団体、大学・短大・高専、高等学校等に広く無償配布（135万部）した。</p> <p>学習指導要領に対応した中学・高校生向け副教材「わたしたちの生活と金融の働き」（中学生向けパンフレット、高校生向けパソコンソフト）について、授業等で活用要望のある学校に無償配布（中学校9万9千部、高校1万8千部）した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性 今次作成・配布した啓発資料等は次の理由等により有効であるものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「はじめての金融ガイド」、「安易に借金をしてはいけません～多重債務に陥らないために～」及び「わたしたちの生活と金融の働き」の配布にあたっては、地方公共団体や各学校に一斉配布のうえ要望部数を調査し、各団体が必要とする部数を追加無償配布することによって、各団体の積極的な取り組みを支援している。 ・「わたしたちの生活と金融の働き」については、教師用指導マニュアルを作成し、活用促進を図っている。 ・「はじめての金融ガイド」の活用を促進するため、「はじめての金融ガイド」とあわせて活用できるDVD教材や「はじめての金融ガイド」講師用指導マニュアルを作成した。 ・財務局・財務事務所において、学校教員向け研修を開催し、「はじめての金融ガイド」、「安易に借金をしてはいけません～多重債務に陥らないために～」及び「わたしたちの生活と金融の働き」の活用を促している。 ・「はじめての金融ガイド」及び「わたしたちの生活と金融の働き」については、平成18年度に比べて配布部数は増加した。（10万部から76万部、5万8千部から11万7千部）。 <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、消費者問題の変化に即応したパンフレット等を作成していく。 ・平成20年3月に作成したDVD教材及び「はじめての金融ガイド」講師用指導マニュアルを活用して、「はじめての金融ガイド」の一層の普及に務めていく。 ・また、引き続き、活用要望のある団体に対して、金融庁作成教材の無償配布を行っていく。

29【消費者教育の内容の充実】

学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。

また、教員向け指導書等の作成に関しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。
[平成17年度以降継続的に教材等を作成する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組）
公正取引委員会	<p>景品表示法等PR用パンフレットの一般消費者等への配布</p> <ul style="list-style-type: none"> 「だから安心！景品表示法」、 「よくわかる景品表示法と公正競争規約」及び 「しっかりチェック！有料老人ホームに関する表示」を一般消費者等に配布した（平成19年度には、を約6千部、 を約3万部、 を約1万部配布）ほか、公正取引委員会ホームページにこれらパンフレットのPDFファイルを掲載して閲覧に供し、景品表示法等の普及・啓発を行った。 <p>景品表示法PR用DVDの作成、配布、上映</p> <ul style="list-style-type: none"> 景品表示法PR用DVD「消費者の強～い味方 景品表示法と公正競争規約」を作成し、説明会等での上映用として、都道府県、消費者団体等に配布した（平成19年度には約300枚を配布）ほか、公正取引委員会主催の消費者向けセミナーで上映し、景品表示法等の普及・啓発を行った。 <p>景品表示法ホームページの改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に、公正取引委員会ホームページ中の景品表示法のコーナーについて、イラストを多用するなどして一般消費者が景品表示法を容易に理解できるよう大幅な改善を行った。 <p>独占禁止法等に関する広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学生が競争の役割を学習することにより、将来、社会人として独占禁止法等を遵守するとともに、消費者としての厳しい目で商品選択ができるようになるため、中学校からの要請を受けて、出前事業を行う（平成19年度には20校（生徒数1,489名）で実施）とともに、中学生向けパンフレット「わたしたちの暮らしと市場経済」を作成・配布した。 独占禁止法や公正取引委員会に対する一般の理解を深めるため、広報用DVDを作成した（平成20年度に消費生活センター等へ約200枚を配布予定）。 	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> 左記4種類のパンフレットの配布により、一般消費者等の独占禁止法、景品表示法等に対する理解が深まり、消費者の適正な商品・サービス選択の一助になったと考えられる。 DVD配布先である都道府県、消費者団体等において、独占禁止法、景品表示法等の普及・啓発のために活用されたと考えられる。 公正取引委員会ホームページ中の景品表示法のコーナーについて、アクセスの容易さから多くの一般消費者等の閲覧が期待でき、景品表示法の普及・啓発に資するものであったと考えられる。 中学校への出前授業については、競争の役割等について、シミュレーション（ゲーム形式）を取り入れた授業を行うなどの工夫を図っており、生徒・教師から分かりやすいとの評価を得た。 <p>〔監視（今後の取組）〕</p> <p>引き続き、左記4種類のパンフレットの配布により、独占禁止法、景品表示法等の普及・啓発に努める。</p> <p>引き続き、DVDの各方面への配布、各種説明会等での上映により、独占禁止法、景品表示法等の普及・啓発に努める。</p> <p>景品表示法等PR用パンフレットに景品表示法のコーナーのURLを記載するなどして周知を図るとともに、必要に応じて速やかに内容の見直しを行い、一層の利用促進、利便性の向上を図る。</p> <p>中学校への出前授業については、生徒・教師に対するアンケート結果を踏まえ、より分かりやすい授業を実施していく。</p>

29【消費者教育の内容の充実】

学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。

また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。
[平成17年度以降継続的に教材等を作成する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
総務省	<p>進捗状況</p> <p>近年、インターネット、携帯電話等のICTメディアに関係した子どもの事件が頻発している状況を踏まえ、子どもによるICTメディアの健全な利用を促進するため、ICTメディアリテラシー育成のための指導マニュアルや教材からなる「ICTメディアリテラシー育成プログラム」を平成18年度に開発、平成19年度から公開し、その普及と更なる充実を図っているところ。</p> <p>開発したプログラムの概要</p> <p>下記教材により、セミナー学習（学校の授業、地域センターで行われるセミナー）と、家庭学習（子どもと保護者が家庭で行う復習・補習）を組み合わせ、体験学習を通じ楽しく学べ、ICTメディアリテラシーを総合的に育成することが可能。</p> <p>学習テキスト（子ども向けの解説やワークシート、インターネット補助教材の操作方法等を収録）</p> <p>学習ワークブック（学習テキストで学んだ内容を子どもが保護者と一緒に復習・補習できるよう構成）</p> <p>ティーチャーズガイド（具体的な指導方法や指導に必要な情報を収録）</p> <p>家庭学習用ガイドブック（保護者が子どもと一緒に学ぶために必要な情報を収録）</p> <p>インターネット補助教材（指導や学習を支援するシミュレータを中心としたウェブ教材）</p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <p>平成19年度に、本プログラムを使用した指導者研修の参加教員に研修後アンケートを実施し、「情報モラルの必要性が分かった」97.8%、「本プログラムを使って授業をする気になった」80.6%などの評価を得た。</p> <p>また、小学生への調査結果では、授業後に「インターネット上には間違った情報も存在する」ことを認識できた割合が97.8%となるなど一定の効果を確認できた。</p> <p>普及に向けた取組状況（平成20年3月末現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修、実践授業等（指導者育成研修14件、親子学習型セミナー4件、学校での実践授業14件） ・教材サイトアクセス約42万件、テキスト配布約2,300件、テキストダウンロード約5,500件 <p>関係省庁間の連携</p> <p>本プログラムについて、内閣府や文部科学省主催の会議において説明、「青少年を有害情報環境から守るための国民運動」(内閣官房)ホームページに掲載等、関係省庁と連携。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>平成20年度は、有識者の協力を得つつ更なる普及方策を検討するとともに、利用の状況等を踏まえて本プログラムの更なる内容の充実と普及を図ることとしている。</p>

29【学校や社会教育施設における消費者教育の推進】

学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。

また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。
[平成 17 年度以降継続的に教材等を作成する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
法務省	<p>法務省では、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を法教育と総称し、法教育の普及・発展のために様々な取組を行っているが、私法分野についての学習機会の充実には、法教育に関する取組の中でも重要な部分を占めているところ、平成 16 年 11 月には、「私法と消費者保護」と題する教材を含めた 4 つの教材を作成した。</p> <p>また、同 17 年 5 月に発足させた法教育推進協議会において、学校教育における法教育の位置づけ等について検討するとともに、4 教材の授業の実践状況を検証し、その結果を踏まえつつ、平成 19 年 3 月、授業を行う教員向けの Q & A 集を作成した。さらに、法教育授業を撮影し、実践方法を分かりやすく編集加工した DVD を作成し、上記 Q & A 集とともに教育機関等に配布することとした。</p> <p>さらに、平成 20 年度には、法教育の意義をドラマ形式に分かりやすく広報するために、広報 DVD「ルールはみんなで作るもの」を作成・配布したところである。この DVD のダイジェスト版は、政府インターネット広報で近日中に公開される予定である。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <p>平成 16 年 11 月に、法務省の法教育研究会が法教育の内容を具体化した 4 つの教材を作成し、うち 1 教材は、私法分野についての学習機会の充実を目的とした「私法と消費者保護」と題する教材となっている。</p> <p>また、平成 19 年 3 月には、法教育 Q & A 集を作成し、はじめて法教育に取り組みうという教員のために、これまで法教育に取り組んだ学校・教員から寄せられた疑問や意見を踏まえて、特に誤解されやすい点、注意すべき点を指摘して、できるだけ平易で実践的なものになるよう工夫されている。</p> <p>さらに、広報 DVD「ルールはみんなで作るもの」は、法教育の意義を分かりやすく広報するためにドラマ形式で作成したものであり、国民一般へ理解を広げるために活用できる。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>私法分野における法教育とその教材の在り方や、子どもの成長や発達の過程に配慮した法教育の具体的な在り方について重点的に検討するため、法教育推進協議会のもとに、「私法分野教育検討部会」及び「小学校教材作成部会」を設置し、更なる法教育の推進を図る。</p>

29【消費者教育の内容の充実】

学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。

また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。
[平成17年度以降継続的に教材等を作成する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>文部科学省</p>	<p>リーフレット「社会にはばたこうとしている皆さんに」の作成・送付 金融庁と連携し、借金問題を分かりやすく解説したリーフレットを作成した。作成したリーフレットは、平成19年9月、金融庁と連名で全国の高校（約6,000校）へ送付し、各学校のホームルーム活動等において、借金に関する問題が取り上げられるよう促した。</p> <p>子ども向け「ちょっと待って、ケータイ」リーフレットの作成・配布 近年、子どもたちがインターネットを介した犯罪被害等に巻き込まれるケースが増していることから、小学校高学年の子どもを対象に、親子で考えるための参考となるよう、特に携帯電話のインターネット利用に際しての留意点やトラブル・犯罪被害の例、対応方法のアドバイスなどを盛り込んだ子ども向けリーフレットを作成し、全国の小学校6年生（約120万人）全員に配布した。</p>	<p>〔評価〕 有効性 今次作成・配布した2つの啓発資料は以下の理由により、学校・家庭・地域において活用されるものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会にはばたこうとしている皆さんに」は、各高等学校において借金に関する問題について指導をしやすくするため、具体的な事例を用いて、借金をした場合の金利や返済額、上限金利制度、多重債務状態からの救済策等の知識を得られるよう作成した。 ・「ちょっと待って、ケータイ」の作成にあたっては、平成19年11月より発足した「ネット安全安心全国推進会議」にて、全国規模の学校関係団体やPTA、通信関係団体など関係企業・団体、有識者による検討を行い、その意見等を反映させながら内容の充実を図った。 本リーフレットの掲載事例については、4コマ漫画で表現し、小学生や中学生がトラブルや犯罪被害に巻き込まれた事例を選定するなど、読みやすい資料になるよう工夫した。 また、保護者に対して子どもの携帯電話所持に際しての留意点についてメッセージを入れるなど、家庭で話し合うためのきっかけとなるよう配慮した。 <p>関係省庁間の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会にはばたこうとしている皆さんに」の作成に当たっては、金融庁より専門的な立場からの助言を得た。 <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会にはばたこうとしている皆さんに」については、今後全国的な会議においてリーフレットを配布するとともに、HPを周知し、活用を促す。 ・「ちょっと待って、ケータイ」は、文部科学省HPに掲載して利用できるようになっており、URLを情報提供するなどその利用促進に努める。 <p>自治体や団体等においては、教職員、保護者、生徒等を対象とした研修等で本リーフレットが資料として活用されている。</p>

29【消費者教育の内容の充実】

学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。

また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。
[平成17年度以降継続的に教材等を作成する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
厚生労働省	<p>健康食品や外国製医薬品、化粧品等の輸入に係る規制や注意事項を取りまとめ広く国民に周知することにより、健康被害等の防止を図ることを目的として、パンフレット「健康食品や外国製医薬品、化粧品等と上手につきあうために」を作成し、税関、都道府県その他関係機関に約12万部を提供した。</p> <p>従来より、厚生労働省ホームページ内に「食品安全情報」 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html)のページを設け、報道発表資料、食品の安全に関するQ&A、審議会等の会議資料、食品安全に係る施策情報などを掲載し、情報提供を行っている。</p>	<p>【評価】</p> <p>有効性 「健康食品や外国製医薬品、化粧品等と上手につきあうために」については、制度の変化等、状況の変化に応じて内容を見直しており、消費者に対し、正確かつ最新の情報を提供することにより、普及・啓発に有効な内容となるよう工夫しており、有効であるものと考えられる。</p> <p>迅速性・機動性、進捗度、関係省庁間の連携 「食品安全情報」のウェブサイトの掲載内容について、より分かりやすいものとなるよう、随時整理を行い、わかりやすい情報提供に努めている。また、食品安全委員会、農林水産省にリンクさせている。</p> <p>【監視（今後の取組み）】</p> <p>引き続き、地方自治体、関係団体等からの情報収集に努め、必要に応じた教材及びパンフレットの作成やホームページの充実化を図っていくこととする。</p>

29【消費者教育の内容の充実】

学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。

また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。
 [平成17年度以降継続的に教材等を作成する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
農林水産省	<p>食品安全や「食生活と健康」について、消費者の方へわかりやすい情報を提供するため、平成18年4月に掲載すべき内容等について検討を開始した。</p> <p>同年7月、農林水産省ホームページ内に「安全で健やかな食生活を送るために」のタイトルでウェブサイトを設け、以下4つのテーマを掲載し、わかりやすい情報の提供を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「食中毒から身を守るには」 「食品のかしこい選びかた」 「食品のかしこい扱いかた」 「表示のかしこい見かた」 <p>平成19年度においても「すこやかな食生活のために」を掲載した。また、平成18年度に掲載した情報についても、適宜更新を行った。</p> <p>平成19年度においては、ホームページを再構成したテキストブックを作成し、消費者の方へ配布をした。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>ウェブサイト「安全で健やかな食生活を送るために」の作成に当たっては、科学的に正しい内容を、役所用語や難しい用語を使わず、できるだけわかりやすく伝えるよう工夫しており、消費者の方に知っていただきたい基本的な事項がわかりやすく、親しみやすいものとして提供できたと考えている。</p> <p>消費者団体の方からは、大変親しみやすく、わかりやすいウェブサイトであるとの感想をいただいている。</p> <p>また、地方公共団体等からのリンクの要望もいただいているところである。</p> <p>テキストブックについても、親しみやすく、わかりやすいと感想をいただいております。追加の要望をいただいている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>平成20年度においても新たなコンテンツを作成し、ウェブサイトに順次掲載し、消費者の方へ情報提供を行うこととしている。</p>

29【消費者教育の内容の充実】

学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。

また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。
[平成17年度以降継続的に教材等を作成する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>経済産業省</p>	<p>インターネットによる情報提供 インターネットを利用して、消費者トラブルの未然防止、早期解決に役立つ情報を分かり易く、かつ幅広く情報提供するため、 特定商取引法の執行状況や法解釈 消費者相談事例の解説 消費者トラブル事例をマンガ形式で紹介したパンフレット 動画コンテンツ を作成し、また、トラブル相談についての全国の消費者相談窓口等を紹介するウェブサイト「消費生活安心ガイド」を平成19年2月に公開し、継続して運用している。 また、平成19年度においては、高等学校や企業へ「消費生活安心ガイド」の広報用リーフレットを配布し、広報活動を行った。</p>	<p>〔評価〕 有効性 ・平成19年2月1日にウェブサイトを公開し、1年間のアクセス数は約11万件となり、多くの消費者への情報提供を行っている。 ・高等学校や大学等の授業、消費生活センターの相談員等が地域で行っている出前講座、企業の新入社員研修等で利用されることを目的としたパンフレットのデータを掲載し、消費者トラブルの情報共有を図ることができる。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 平成20年度においても引き続き、消費者トラブルを防止するために、インターネット等を通じた情報提供等を行い、トラブルの未然防止、再発防止を図っていく。</p>

29【消費者教育の内容の充実】

学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。

また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。
[平成17年度以降継続的に教材等を作成する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
環境省	<p>環境にやさしい暮らしを実践する家族・地域で環境にやさしい活動を行う団体を支援するため、ウェブやモバイルサイトにより環境家計簿等を提供。（「我が家の環境大臣事業」）</p> <p>環境教育・環境学習に関する知識、場、教材、事例等に係る情報を収集し、その情報をインターネットにより提供。（環境学習データベース）</p> <p>各種リサイクル法（容器包装リサイクル法等）の普及啓発のため、各種イベントやパンフレットの作成等を実施。昨年度は、容器包装リサイクル法に基づき委嘱された3R推進マイスターによる普及啓発や、食品リサイクル法の仕組みに関するパンフレットの配布（自治体等に約2,000部配付）を実施。</p> <p>容器包装の3Rを進めるためのシンボルとして、ペットボトルを再利用した「もったいないふるしき」を作り、ふるしきの利用を呼びかけ、希望に応じ、自治体・NPO・企業等に貸し出した。（のべ約300件）</p> <p>国民のライフスタイルを見直し、3Rの取組を推進するため、「リ・スタイル（Re-Style）」（ごみを減らしていくライフスタイル）をキーワードとした活動を紹介するWEBマガジン「Re-Style」を平成14年6月より提供。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>啓発資料等は次の理由により地域等において十分活用されるものと考えられる。「我が家の環境大臣事業」は、平成17年開始以降、ウェブサイトを通して環境家計簿等を広く提供し、各家庭での環境配慮の取組の実施に繋がった。平成19年度末現在約150万世帯が登録。環境学習データベースは、平成17年より情報を公開、インターネットという手軽な手段により、各主体に合わせ分かりやすく情報提供をしている。各種リサイクル法につき、一般消費者や関連事業者に対する普及啓発効果があった。また、消費者のマイバッグ所有率は、平成19年3月時点で約60%となっており、消費者への普及がある程度進んでいる。「もったいないふるしき」は、自治体、消費者団体、デパート等の企業等において、環境関係イベント等で展示されるなど、幅広い普及啓発効果があった。WEBマガジン「Re-Style」は、ごみを減らし、資源を有効活用するため、環境に優しいライフスタイル等につき情報提供し、平成19年度アクセス件数は598,260件であった。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「我が家の環境大臣事業」については、平成20年度に、利用者の増加を踏まえ、ウェブサイト及びモバイルサイトのリニューアルを行い、環境家計簿をはじめとする環境情報の提供を行う予定。環境学習データベースは今後内容を充実させていく予定。平成20年度以降も引き続き各種リサイクル法の普及啓発活動を実施。特に容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物の3Rに関する普及啓発や、昨年改正した食品リサイクル法に基づく食品廃棄物の発生抑制や再生利用に関する普及啓発を進める。

29【消費者教育の内容の充実】

学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。

また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。
[平成17年度以降継続的に教材等を作成する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
国民生活センター	<p>平成19年9月に2008年版「くらしの豆知識『知っておこう！カードとクレジットの危うい関係』」を発行した。平成19年は、クレジットの関係する消費者トラブルが多くなっており、また、高校生でもクレジットカードが持てる時代でもあることから、どの世代にとっても関心の高いテーマを多く掲載した。</p> <p>内容は、くらしの事故注意報、契約トラブル注意報、暮らしと情報通信サービス、金融トラブル注意報、くらしの安全Q&A、ライフ&マネープラン、消費者と契約等である。発行者名への名義差替注文にも対応しており、全国の消費者行政担当課や地方消費生活センター、大学、金融広報委員会、地域の消費者団体等を通じて消費者に配布された。また、全国の書店等を通じて販売も行った。</p> <p>消費者被害が多い高齢者・若者を対象に、啓発用リーフレットを作成した。高齢者編は敬老の日に向け「うまい話には、気をつけろ！」、若者編は成人式に向け「警告！携帯サイトへ情報露出」を発行した。発行者名への名義差替注文にも対応しており、全国の消費者行政担当課、地方消費生活センター等の他、高齢者編は全国の高齢者福祉担当課、若者編は全国の広報担当課や高校宛に案内し広く配布された。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「くらしの豆知識」は、くらしの中でのさまざまな知識・情報を見開き頁で読みやすく・分かりやすく構成しており、消費者に対する普及・啓発に有効な内容となるよう工夫している。 ・「啓発用リーフレット」は、対象者を絞って特徴的な被害事例を4頁構成にして、消費者被害の実態に合わせた内容をイラスト等で中学生ぐらいの消費者が見ても分かりやすく作成しており、消費生活相談員等が講座等で説明する際の教材としても有効である。 ・「くらしの豆知識」、「リーフレット」とも発行者名の名義差替注文にも対応しており、全国の自治体の消費者行政、消費生活センター、消費者団体、金融広報委員会、高校、大学等での消費者教育、普及・啓発に活用されている。 <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度においても「2009年版くらしの豆知識」および高齢者編、若者編の「啓発用リーフレット」2種を作成予定。

29【消費者教育の内容の充実】

学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。

また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。
[平成17年度以降継続的に教材等を作成する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>金融広報 中央委員会</p>	<p>平成18年度作成「金融教育プログラム」の普及 平成19年2月発刊時に全国の小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、教育委員会等に配付した後、追加請求に応じているほか、平成19年4月～6月に金融広報中央委員会の担当役職者（2名）が全国の教育委員会を訪問し、教員研修などを通じた「金融教育プログラム - 社会の中で生きる力を育む授業とは - 」の活用促進への協力を依頼した。 また、当該プログラムの趣旨を生かした教員対象セミナー等を東京および各地で開催した。 平成19年度作成： 児童・保護者向け教材（「おかねのね」） 児童・保護者向けのインターネット教材を作成した。 平成19年度作成： 一般消費者向けパンフレット 金融商品取引法施行、金融商品販売法施行令の改正を踏まえた一般消費者向けパンフレットを作成・配付した。 平成19年度改訂： 高校生向け教材および指導書 全国の中学校・高等学校・大学等で活用されている「きみはリッチ？」、「これであなたもひとり立ち」（生徒用教材および教師用指導書）、「ビギナーズのためのファイナンス入門」（生徒用教材）を改訂した。 平成19年度改訂： 一般消費者向けパンフレット 多重債務防止のためのパンフレットを全面改訂し、全国の地方自治体等に広く配布した。 平成19年度改訂： 「通信教育」教材の年次改訂 一般消費者向け「くらしに身近な金融講座」教材を改訂。</p>	<p>〔評価〕 全国の教育委員会を訪問し、各地における「金融教育プログラム」等の普及浸透に努めたほか、当初予定していなかった教材（「ビギナーズのためのファイナンス入門」）やパンフレット（「多重債務に陥らないために」）の改訂も行った。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 平成19年度作成児童・保護者向け教材「おかねのね」 新聞等への広告を実施し、平成20年3月に公表した児童・保護者向け教材「おかねのね」の周知に努める。 平成20年度作成： 学校における実践事例集 平成17年度に作成した「金融教育ガイドブック - 学校における実践事例集 - 」の続編を作成する。その際、新たに金融教育に取り組む教員に利用しやすい入門ガイド的な内容を加味する予定。 平成20年度改訂： 「金融商品なんでも百科」 金融商品や金融機関の選び方や主な金融商品の概要を紹介した冊子を、最新の金融商品および金融制度に即して改訂の上、発行予定。 平成20年度改訂： 「通信教育」教材の年次改訂</p>

30【消費者教育の内容の充実】

消費者教育を幅広く、かつ、効率的・効果的に実施していくために、広く関係機関の協力を得て、消費者教育の体系化を図り、これに基づく消費者教育の推進方策について検討する。 [平成19年度までに一定の結論を得る。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 文部科学省 関係省庁 国民生活センター</p>	<p>社団法人新情報センターへの請負業務として、請負先に「消費者教育の総合的推進に関する調査研究会」(座長：円谷峻 明治大学大学院法務研究科教授)を設置した。</p> <p>その後、当該研究会を6回開催し、消費者教育を実施する際に必要となる教材、教育プログラム、教育の担い手などを支援するための推進方策について検討した。</p> <p>(参考) 研究会の検討経過 第1回(平成19年12月10日) 研究会の進め方について、アンケート調査の調査項目の検討 第2回(平成19年12月27日) 講師育成事業の整理、ヒアリング調査のヒアリング候補先の検討 第3回(平成20年1月17日) 消費者教育の評価について、有識者ヒアリング(教材及び授業の評価、講座の効果測定について) 第4回(平成20年1月28日) アンケート調査結果報告、報告書目次の検討 第5回(平成20年2月21日) 担い手育成・支援プログラムの検討、報告書内容の検討 第6回(平成20年3月4日) 教材の作成・活用を推進する仕組みの検討、連携・協力を推進する仕組みの検討</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度</p> <p>平成19年度においては、消費者教育の担い手の育成・支援プログラム、消費者教育の教材作成・活用を推進する仕組み、消費者教育における連携・協力を支援する仕組み、について検討し、消費者教育の総合的推進方策についての提案を行った。</p> <p>有効性</p> <p>今後、時事の諸問題に対応した、より効果的な消費者教育の推進方策について検討を行うことが必要で、消費者教育の総合的推進方策についての提案を行った本研究会の報告は今後の検討における重要な目安となる。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>平成20年度においては、前年度における消費者教育の総合的推進方策についての検討結果や消費者教育の担い手の育成プログラムの内容についての検証を行い、適宜、より効果的な消費者教育の実施のための検討を行う。</p>

31【消費者教育の推進】

消費者教育の全体にわたって教材等を計画的・効果的に整えていくため、関係省庁会議を開催し、関係団体等からの情報収集、関係省庁間における情報共有・調整を行う。
[平成18年度以降継続的に実施する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
内閣府 文部科学省 内閣官房 金融庁 警察庁 公正取引委員会 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 国民生活センター 金融広報中央委員会	<p>消費者教育の教材等を計画的・効果的に整えていくため、16省庁等を構成員とする「関係省庁消費者教育会議（以下、会合）」を2回開催した。</p> <p>平成19年7月27日に第3回会合（平成19年度第1回）を開催し、平成19年度の教材作成状況や、消費者教育の体系からみた消費者教育用教材について意見交換や情報共有を行った。成人期における契約・取引分野の教材は比較的多く作成されているが、幼児期においては、契約・取引の分野で数点作成されている他は、作成されていない状況が判明した。</p> <p>平成20年2月18日に第4回会合（平成20年度第2回）を開催し、平成20年度消費者教育関係予算について情報共有や意見交換を行った。また、消費者教育ポータルサイト（試行版）の作成を確認するとともに、（財）消費者教育支援センターより消費者教育教材表彰について情報収集を行った。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度 平成19年度に、「関係省庁消費者教育会議」を2回開催し、有識者から情報収集を行うなど、関係省庁における教材の作成状況について情報共有した。</p> <p>有効性 関係省庁が作成した教材をライフステージ別、領域別に整理し、教材が不足しているライフステージや領域を把握することで、今後の教材作成に活かすことができる。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 平成20年度においても、「関係省庁消費者教育会議」を3回程度適切な時期に開催し、引き続き、関係団体等からの情報収集、関係省庁間における情報共有・調整等を実施することにより、教材等を計画的・効果的に整えていくこととする。</p>

32【消費者教育の推進】

第20次国民生活審議会消費者政策部会における消費者教育の推進に関する議論を踏まえ、消費者教育に関する人材活用の仕組みの検討、教材作成の対象・内容設定、ポータルサイト掲載教材等の選定など、体系的・総合的に消費者教育を推進するために必要な施策を行う。 [平成19年度]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 文部科学省 内閣官房 金融庁 警察庁 公正取引委員会 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 国民生活センター 金融広報中央委員会</p>	<p>内閣府では、「消費者教育の総合的推進に関する調査研究」(座長：円谷 峻 明治大学大学院法務研究科教授)を実施し、消費者教育の担い手育成・支援プログラムを策定した。その他に、消費者教育教材の作成方法や種類、活用のされ方を典型的に整理し、教材作成・活用を推進する仕組みについて検討した。また、平成18年度に都道府県・政令指定都市・市区町村に対して、消費者担当部局と教育担当部局との連携強化を要請したことを受け、消費者担当部局と教育委員会、消費者団体、教育機関等との連携の状況についてアンケート調査を行い、問題点や現状を整理するとともに、これらの連携の仕組みについて検討した。</p> <p>また、内閣府では、「消費者教育ポータルサイトの運用に関する調査研究」(座長：東 珠実 椋山女学園大学教授)を実施し、消費者教育の体系化に関する検討並びに平成18年度に策定した「消費者教育ポータルサイト基本方針案」を踏まえ、消費者教育ポータルサイトの運用のあり方などについて検討し、運用方針案を策定した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度 消費者教育の担い手育成・支援プログラムを策定したことにより、消費者教育に関する人材活用の仕組みに一定の結論を得た。また、教材作成の仕組み、連携の仕組みについて提案した。</p> <p>消費者教育ポータルサイトについては、運用方針案を策定した。</p> <p>有効性 担い手育成・支援プログラム、教材作成の仕組み、連携の仕組みは、講師育成講座、教材作成、連携を行っていくうえで重要な目安となるほか、消費者教育ポータルサイトを構築していくうえでも、そのシステム構築の基本的枠組みを示すものとなる。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>平成20年度においては、講師育成プログラムを用いた講師育成講座を実施・その有効性の検証を行う。また、消費者教育における連携の検討結果を踏まえ、文部科学省他の協力を得ながら、国、地方公共団体の消費者担当部局、同教育委員会、消費者団体等との連携を図っていく。消費者教育ポータルサイトについては、消費者教育ポータルサイト基本方針案及び運用方針案を踏まえ、掲載データの検討・収集を行うほか、システム構築を実施するものである。</p>

33【消費者教育の推進】

関係団体等からの情報収集、関係省庁間における情報共有・調整等を実施することにより、教材等を計画的・効果的に整えていくこととする。また、「消費者教育ポータルサイトの基本方針案」に基づき、先駆的に取り組むことができる事項について試行する。 [平成19年度]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
内閣府 文部科学省 内閣官房 金融庁 警察庁 公正取引委員会 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 国民生活センター 金融広報中央委員会	<p>「関係省庁消費者教育会議」（平成19年度第2回）において、財団法人消費者教育支援センターから、同財団で実施している消費者教育教材資材表彰についてヒアリングを行った。同表彰は、消費者教育現場へ優良な教材を紹介することを目的としており、教材を評価するポイント等を情報収集した。また、「関係省庁消費者教育会議」においては、関係省庁等で作成した教材について、ライフステージ別、領域別、媒体別等の把握に努めたほか、関係省庁毎に平成20年度の消費者関係予算について報告した。</p> <p>消費者教育ポータルサイトについては、平成20年度以降に構築するところであるが、平成19年度においては、関係省庁等で作成した教材をライフステージ別、領域別に検索する「消費者教育ポータルサイト（試行版）」を作成し、内閣府ホームページ「消費者の窓」内に開設した。消費者教育ポータルサイト（試行版）で検索できる教材は、開設時点において、関係省庁等で作成した93教材（ウェブサイトを含む）である。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <p>消費者教育教材表彰のヒアリングにより、教材作成上、考慮すべき項目が明らかとなり、今後の教材作成に活用することができる。</p> <p>関係省庁で作成している教材をライフステージ別、領域別に把握することにより、教材が不足している分野が明らかとなったことから、今後作成すべき対象が明確となった。</p> <p>「消費者教育ポータルサイト（試行版）」を作成したことにより、関係省庁毎のサイトにある教材について、容易に検索できるようになった。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>平成20年度においては、「消費者教育ポータルサイト（試行版）」の効果を検証しつつ、「消費者教育ポータルサイト」のシステム構築を行う。</p> <p>教材が不足しているライフステージ、領域について、関係省庁においては積極的に作成していく。</p>

環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進

34【環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進】

既存の環境ラベルに関し、以下の取組みを実施する。

- ・製品・サービスの環境負荷をLCA(ライフサイクル・アセスメント)手法によって分析し情報提供する環境ラベルへの参加事業者・対象製品の拡大
- ・「省エネルギーラベリング制度」の表示対象機器の拡大
- ・「国際エネルギースター・プログラム」の新規登録事業者・登録機種の拡大

[平成17年度以降継続的に実施する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>経済産業省 環境省</p>	<p>エコリーフ環境ラベルは、製品に関する環境負荷データをLCA手法により定量的に開示するもので、平成14年から本格的に運用を開始。</p> <p>平成20年4月9日現在、登録公開製品数が437、同企業数が51となっており、参加事業者、対象製品は拡大している（平成19年4月2日現在では登録公開製品数430、同企業数51）。</p> <p>平成19年度は、平成17年度に行ったエコリーフの普及促進策の検討事業の成果に基づき、社団法人産業環境管理協会において、普及促進を進めているところ。</p> <p>消費者が商品選択の際の指標とし得る、省エネルギー性能に関する分かりやすい統一的表示制度として、省エネルギーラベリング制度を平成12年8月から導入している。</p> <p>平成19年2月から、ジャー炊飯器、電子レンジ、DVDレコーダーを制度の対象に加え、対象機器を16機器とした。 (16機器：エアコンディショナー、蛍光灯器具、テレビジョン受信機、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、ストーブ、ガス調理機器、ガス温水機器、石油温水機器、電気便座、電子計算機、磁気ディスク装置、変圧器、ジャー炊飯器、電子レンジ、DVDレコーダー)</p>	<p>〔評価〕 有効性 エコリーフ環境ラベルは、我が国唯一のISO14025準拠のタイプ環境ラベル（第三者認証の下、製品に関する環境負荷データをLCA手法により定量的に開示するラベル）として、環境負荷に係る情報の提供に役立っている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 ・今後とも、プログラムの改善や効果的なPRを進め、エコリーフ環境ラベルの普及拡大を図っていく。</p> <p>〔評価〕 進捗度 エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、省エネを推進する上で必要な機器を着実に対象機器に追加し、これを省エネルギーラベリング制度の表示対象機器とすることで、表示対象機器の効果的な拡大が図られている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 ・引き続き、表示対象機器の拡大と、普及広報活動を通じた制度の認知度向上を図る。</p>

	<p>平成 18 年 10 月から省エネ法に基づき、小売事業者が消費者に対して家電製品の省エネルギー情報を提供するラベルとして統一省エネラベルの表示を行っている。特にエネルギー消費量の多いエアコン、テレビ、冷蔵庫の 3 品目について、トップランナー基準達成率に応じて、1 つ星～ 5 つ星の 5 段階で性能を評価する多段階評価を採用しているところ。</p> <p>日米両政府合意の下、平成 7 年 10 月から、OA 機器（コンピューター、ディスプレイ、プリンタ、ファクシミリ、スキャナ、複写機 / 複合機）を対象とする、国際エネルギースタープログラムを実施している。</p> <p>平成 19 年 3 月現在において、133 事業者が事業者登録しており、18,069 製品が登録機種となっている。（2006 年 4 月時点では 129 事業者、15,645 製品）</p> <p>環境ラベルについては、表示方法のあり方について有識者からなる検討会を行い、「環境表示ガイドライン」を策定し、公表している。また、適切なガイドラインの利用を促すため説明会を実施した。</p>	<p>〔評価〕 進捗度 5 つ星の製品割合が機種数で 6 割を超えた液晶テレビ・プラズマテレビについて、多段階評価の基準の見直しを行った。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 ・今後とも対象機種の拡大に努めていく。</p> <p>〔評価〕 進捗度 登録事業者、登録機種は拡大している。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 ・平成 19 年 4 月からデジタル印刷機を対象に加えたところであり、今後とも登録事業者及び登録機種の拡大に努めていく。</p> <p>〔評価〕 有効性 有識者や関係省庁を交えた、消費者のための環境表示に関する議論を重ね、ガイドラインとしてまとめた。また、適切な利用を促すため業界等向け説明会を行い、広く環境情報に係る表示方法について改善がなされるものと期待される。</p> <p>関係省庁間の連携 経済産業省や公正取引委員会をオブザーバとして意見交換し、連携を図りながらガイドラインを策定した。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 ・環境情報を提供している業界や企業の取組に注視しながら、説明会等を通し、普及啓発に努める。</p>
--	---	---

35【環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進】

身近な化学製品等に関する危険有害性情報等について消費者の正しい理解が得られるよう、化学製品中の化学物質とその環境リスクに関して、正確でわかりやすい情報の提供や人材育成・派遣等を通じたリスクコミュニケーションを推進する。 [平成 17 年度以降継続的に実施する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
環境省	<p>化学物質の環境リスクについて国民的参加による取組を推進することを目的に、市民、産業及び行政の代表による情報の共有と相互理解を促進する場として、「化学物質と環境円卓会議」を設置。平成 19 年度は、農薬における化学物質のリスク評価等に係る取組に関する議題をとりあげ、福岡県で開催を行った。また、化学物質や環境リスクについて中立的かつ客観的な情報の提供を行うことにより、リスクコミュニケーションを推進する「化学物質アドバイザー」の講習・登録・派遣を試行的に行うパイロット事業を実施。</p> <p>身近なところから排出される化学物質について、市民が自らの生活と関連づけて考え、環境リスク低減のための取組について考えるきっかけとするため、子どもにも親しみやすい小冊子「かんたん化学物質ガイド」を作成（これまでに 4 冊公表）。また、化学物質の用途、毒性、排出量、環境データ、適用法令等について、分かりやすく取りまとめた「化学物質ファクトシート」を作成。毎年約 50 物質の追加及び作成済み物質の更新を行っている。</p> <p>環境保健分野の諸課題に係る国内外の正確な情報をすべての人が共有し、相互に意思疎通を図ることを目的に「化学物質の環境リスクに関する国際シンポジウム」を実施。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性 円卓会議については、地方開催を行い、時宜にかなった内容の意見交換が行われた。化学物質アドバイザーについては、派遣状況等に基づき現在求められている分野についての研修を行った。各種資料の作成においても、最新の知見、情報を掲載している。</p> <p>有効性 円卓会議、作成した資料の利用者等、関係者より高い評価を得ており、有効性は高い。</p> <p>関係省庁間の連携 円卓会議には、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省が構成メンバーとなっており、適切な連携の下、運営が行われている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>「化学物質と環境円卓会議」については、その成果をより広く普及するために地方開催等を行いつつ、引き続き開催する。</p> <p>「化学物質アドバイザー」については、適時適切な研修を行いつつ、派遣を行う。また、最新の知見等を分かりやすくまとめ、各種資料の作成を行う。</p>

36【環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進】

製品の購入時にどの環境ラベルをどのように活用したらよいかを消費者の関心に応じて解説する機能や、消費者が個々の製品について環境ラベル情報を一覧することができる機能等を有する環境情報ポータルサイトの構築について検討する。 [平成19年度までに一定の結論を得る]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>経済産業省 環境省</p>	<p>環境情報ポータルサイトへ、製品の製造・使用・廃棄の全段階の環境負荷が定量的に分かる環境ラベルであるエコリーフの登録を行った。</p> <p>家電メーカー、家電小売事業者及び消費者団体など関係者が連携しながら省エネ家電製品の普及を一層促進していくことを目的とし、省エネ家電普及促進フォーラムが設立された。その活動を通し、省エネラベリング制度や統一省エネラベル表示の周知が図られた。</p> <p>消費者の商品選択の一助となるように環境ラベル等データベースの更新を適宜行い、また登録する企業へのインセンティブが働くような表示方法や機能の充実化について検討を行った。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <p>エコリーフは、我が国唯一のISO14025準拠のタイプ環境ラベル（第三者認証の下、製品に関する環境負荷データを定量的に開示するラベル）として、製品の製造から廃棄までの環境負荷に係る情報をWEB上に公開しており、環境情報ポータルサイトで掲載される環境ラベルの中でも重要な環境ラベルの一つとして情報の提供に役立っている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、省エネ家電普及促進フォーラムの活動を通し、省エネラベリング制度や統一省エネラベル表示の周知を図る。 環境表示ガイドラインとの連携を図り、環境ラベル等データベースの表示方法について具体的な検討を行うこととする。

36【環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進】

製品の購入時にどの環境ラベルをどのように活用したらよいかを消費者の関心に応じて解説する機能や、消費者が個々の製品について環境ラベル情報を一覧することができる機能等を有する環境情報ポータルサイトの構築について検討する。 [平成19年度までに一定の結論を得る]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
環境省	<p>消費者の商品選択の一助となるように、HP上で提供している環境ラベル等データベースの更新を適宜行い、また登録する企業へのインセンティブが働くような表示方法や機能の充実化について検討を行った。</p> <p>環境物品等に関する情報提供に対する消費者ニーズを分析するため、環境表示に関するアンケート調査を実施し、状況把握を行い、情報提供方法について検討した。検討結果を踏まえ、環境情報提供体制の具体的な方向性やその在り方を検討し、「環境表示ガイドライン」を作成し、公表した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性・効果</p> <p>環境ラベルなどの環境情報の内容やその提供方法について、広く情報収集し、消費者にとって有効かつ効果的な表示方法等について一定の成果を環境表示ガイドラインとしてまとめた。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>環境表示ガイドラインとの連携を図り、HP上で提供している環境ラベル等データベースの表示方法について具体的な検討を行うこととする。</p>

37【環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進】

地球温暖化防止のための行動を呼び掛ける国民運動「チーム・マイナス6%」の定着に向けて、引き続き、市民団体や地方公共団体及び経済界を始めとする各界各層と連携し、国民一人ひとりの具体的な温暖化防止行動の実践を、更に促進する。 [平成19年度以降継続的に実施する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
環境省	<p>市民団体等の温暖化防止活動の広報面をサポートする「地球温暖化防止に係る国民運動におけるNPO・NGO等の民間団体とメディアとの連携支援事業」を実施した。</p> <p>地方公共団体等に対して、身近な温暖化防止活動の工夫についてそのまま市民に提供できる素材を、電子ニュースレターとして定期的に配信した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度</p> <p>市民団体等の温暖化防止活動の広報面をサポートする連携事業については、公募により寄せられた66件の中から15件を採択・実施し、当該地域の地球温暖化防止活動の実践を促した。</p> <p>有効性</p> <p>地方公共団体等に対して定期的に配信した電子ニュースレターは好評を得ており、国と地方が一体となって温暖化防止に関する取組を促進した。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>地球温暖化防止のための行動を呼び掛ける国民運動「チーム・マイナス6%」の定着に向けて、引き続き、市民団体や地方公共団体及び経済界を始めとする各界各層と連携し、国民一人ひとりの具体的な温暖化防止行動の実践を、更に促進していく。[平成20年度]</p>

消費者からの苦情相談の活用

38【国民生活センターの中核的機能の強化】

各地の消費生活センターの苦情相談処理機能を強化するため、国民生活センターは、これらの中核的機関として、全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET：以下、パイオネット）を効果的に活用した消費者トラブルに関する注意情報等の充実、経由相談への対応強化、相談員に対する研修の充実、原因究明テストの積極的な実施を図る。また、次期中期目標及び中期計画については、これらの施策の実績評価を踏まえた上で設定する。
[平成19年度に中期目標及び中期計画を設定する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 国民生活センター</p>	<p>1．パイオネットを活用した注意情報等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> パイオネットに寄せられた苦情相談情報を活用し、平成19年度は記者発表を通じた情報提供を計33件行った。 TV番組「ご存じですか」の提供や「たしかな目」、「国民生活」、「消費生活年報」等の出版物を年間のべ33万部発行した。 ホームページや、消費生活情報のメールマガジンを運用し、様々な情報をいち早く国民に届けた。メールマガジンについては、平成19年度実績で毎回約1.2万通を計285回配信した。 毎月記者説明会を開催し、新聞・テレビ等報道機関へ情報を提供したほか、新聞・テレビ等報道機関からの取材に迅速かつ積極的に対応した。 <p>2．経由相談への対応強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地の消費生活センター等の苦情相談処理機能を強化するため、国民生活センターは、これらの中核的機関として、消費生活センター等からの経由相談への対応を強化している。アドバイスにとどまらず、各地消費生活センターとの「共同処理」や国民生活センターが処理を担当する「処理依頼（「移送」）」も行っている。 <p>3．相談員に対する研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度は全54講座のうち、8割強の45講座を相談員が受講できる講座に充て、カリキュラム内容の充実に努めた。 <p>4．原因究明テストの積極的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に各地消費生活センター等で受付けた製品事故等の原因究明テストを53件実施した。また、全国商品テスト企画ブロック会議及び商品テスト技術・評価研究会を開催し、各地消費生活センターテスト担当技術者の技術の向上と効率化を図るとともに、原因究明に必要なテスト方法等の技術相談に対して助言などを行った。 	<p>〔評価〕</p> <p>1．パイオネットを活用した注意情報等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> メールマガジンは、提供する情報の充実と知名度の向上に努めたこともあり、平成19年度の新規登録が4,000件に上った。HPトップページアクセス件数も、平成19年度累積240万件を記録した。 国民生活センター発行の出版物においては、紙面の充実と工夫を常に図り、読者アンケートにおいて概ね良好な意見を貰っている。 平成19年度は、新聞やテレビ等の報道機関から2,523件の取材を受けた。 <p>2．経由相談への対応強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地センターの苦情相談処理業務を積極的に支援した結果、平成19年度は、経由相談を5,028件(平成20年2月末現在)受け付けた。国民生活センターの全相談件数の56.7%を占めた。 <p>3．相談員に対する研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談員研修の柱となる当センター相模原事務所の講座は、毎回定員を超える受講者が集まり、満足度アンケートで高い評価を得ている。 <p>4．原因究明テストの積極的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 原因究明テスト結果に基づき、各地消費生活センターで苦情相談処理の解決や消費者被害の救済が図られた。 <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>1．パイオネットを活用した注意情報等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> パイオネットを活用し、メールマガジン、ホームページ、出版物、記者説明会等で迅速かつ積極的に情報提供を行う。 <p>2．経由相談への対応強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「共同処理」や「移送」に積極的に取り組む。 <p>3．相談員に対する研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、受講者の需要に的確に応えるよう充実に図る。 <p>4．原因究明テストの積極的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、原因究明の更なる迅速化・効率化を図る。

40【消費者からの苦情相談の活用】

全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET：以下、パイオネット）を通じ、各地の消費生活センター及び国民生活センターに寄せられた苦情相談情報をより効果的に活用していくため、情報収集の迅速化と情報の提供方法等につき、幅広い観点から検討する。

[平成19年央に一定の結論を得る。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 国民生活センター</p>	<p>パイオネット情報のより有効な活用のため、外部の有識者や関係者からなる「苦情相談情報の効果的な活用のための検討会議」を平成18年9月に立ち上げ、パイオネットの各省庁での利用の問題も含め8回にわたって検討を重ね、平成19年3月に報告書を取りまとめ公表した。パイオネットを「消費生活センター等が受け付けた、氏名等の個人を特定できる情報を除いた苦情相談情報で、国民生活センターに伝送され蓄積されているデータベース」と定義し、目的を以下の3点に明確化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地の消費生活センターにおける消費生活相談業務の支援 ・法執行への活用など行政機関による消費被害の未然防止・拡大防止 ・国・地方公共団体の消費者政策の企画・立案や国民・住民への情報提供への活用 <p>報告書のポイントは、これまで国民生活センターと各地の消費生活センターとの間でのみ利用可能であったパイオネットについて、法執行への活用など国の行政機関による消費被害の未然防止・拡大防止を図るため、関係省庁に端末を置き、情報の閲覧を可能とすべきとした。端末の設置にあたっては、情報の安全管理や消費生活センターの業務負担増への配慮などの問題に対し、利用ルールを定めてこれらの問題をクリアすることが必要であるとされた。</p> <p>また、国民等への情報提供について、以下のとおり提言した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情相談情報の傾向について分析し、悪質商法等に関する警戒情報等を発信 ・事故情報の積極的かつ機動的な情報提供 <p>更に、一層情報を有効に活用できるよう、情報収集の迅速化についても以下の点を盛り込み、引き続き登録日数について、地方公共団体に対して協力を求めていくこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談受付から送信までのスケジュール管理の徹底 ・相談処理が終了するのを待たず、相談の受付時点でのデータ送信を促進 ・システム上のデータチェック機能の強化 	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイオネット端末を設置した省庁により、問題の早期発見、製品事故等への迅速な対応、悪質事業者に対する処分等が効率的に行われることで、消費者被害の未然防止・拡大防止に資することが見込まれる。 ・国民等に対して悪質商法等に関する警戒情報等を早期に発信することで、消費者被害の未然防止・拡大防止に資することが見込まれる。 <p>迅速性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体によるパイオネットへの苦情相談情報の登録日数が短縮されることで、国民生活センター及びパイオネット端末を設置した省庁が消費者被害状況をより一層迅速に把握できるようになることが見込まれる。 ・国民等に対して悪質商法等に関する警戒情報等を早期に発信することで、国民等が悪質商法等に対し早期に警戒できるようになることが見込まれる。 <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用ルールを定めシステムの安全性の担保等を図った上で、速やかに要望のある関係省庁にパイオネット端末を設置する。

41【消費者からの苦情相談の活用】

全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET:以下、パイオネット)の利用ルールを定めシステムの安全性の担保等を図った上で、速やかに要望のある関係省庁にパイオネット端末を設置する。 [平成19年度]

担当省庁	検証(進捗状況)	評価・監視(今後の取組み)
<p>内閣府 国民生活センター</p>	<p>平成19年3月の「苦情相談情報の効果的活用のための検討会議」報告書を受けて、同年6月29日の消費者政策担当課長会議において、国の行政機関等がパイオネット端末を利用する際のシステムの安全性を担保するための利用ルール(案)を提示し、あわせてパイオネット端末設置の要望を徴募。関係省庁から出された意見等を受け、パイオネット端末の設置条件を一部見直し、同年7月30日及び10月31日の消費者政策担当課長会議において、利用ルール(案)を再提示。</p> <p>平成19年12月、関係省庁と協議の上、システムの安全性を担保するための利用ルールを策定。</p> <p>平成19年12月以降、要望のある関係省庁等に順次パイオネット端末の設置を開始。</p> <p>平成20年4月25日までに11省庁等に20台を設置済み。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府(1台) ・警察庁(1台) ・金融庁(3台) ・公正取引委員会(1台) ・総務省(3台) ・財務省(1台) ・厚生労働省(1台) ・農林水産省(2台) ・経済産業省(4台) ・国土交通省(1台) ・(独)製品評価技術基盤機構(2台) 	<p>[評価]</p> <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイオネット端末を設置した省庁により、問題の早期発見、製品事故等への迅速な対応、悪質事業者に対する処分等が効率的に行われることで、消費者被害の未然防止・拡大防止に資することが見込まれる。 ・国民等に対して悪質商法等に関する警戒情報等を早期に発信することで、消費者被害の未然防止・拡大防止に資することが見込まれる。 <p>迅速性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイオネット端末を設置した省庁等が、独自に情報を閲覧できることで、問題の早期発見、製品事故等への迅速な対応、悪質事業者に対する処分等が迅速に行われることが見込まれる。 ・国民等に対して悪質商法等に関する警戒情報等を迅速に発信できるようになることが見込まれる。 <p>[監視(今後の取組み)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も要望のある関係省庁等にパイオネット端末を設置する。

緊要な消費者トラブルへの対応

42【フィッシングの防止】		
フィッシングについて、技術的な対策等について検討するとともに、国民への注意喚起を行う。また、フィッシングに係る取締りを推進する。 [平成18年度以降継続的に実施する。]		
担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
警察庁	<p>(1) フィッシングに関する広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット安全・安心相談システムにおいて、フィッシングに関する相談を受け付け、その対応方法について情報提供を行っている。平成19年中は、3,585件のアクセスがあった。 ・各都道府県警察において、企業等に対してフィッシングに関する情報提供及び注意喚起を行うとともに、各種講演、パンフレットの作成・配布及びビデオの制作・放映等により広報啓発を実施している。 <p>(2) フィッシングに係る取締り</p> <p>各都道府県警察において、不正アクセス行為の取締りとともにフィッシングに係る取締りを推進している。平成19年中に検挙した不正アクセス行為1,442件のうち、フィッシングによって識別符号を入手、窃用したものは1,157件となり、平成18年の5.3倍と急増した。また、プロバイダ等にフィッシングサイトの削除要請を実施している。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィッシングの取締り状況を踏まえて注意喚起を迅速に実施した。 <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィッシングに係る取締りを推進することにより、フィッシングの抑止に寄与した。 ・フィッシングサイトの閉鎖を要請することにより、消費者の被害防止に寄与した。 ・全国の都道府県警察において、フィッシングに関する情報提供・相談を受け付け、アドバイス等の実施を行い、被害防止に努めた。 <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>(1) フィッシングに関する広報啓発</p> <p>フィッシングの取締り状況を踏まえ、被害防止のための知識を普及するための効果的な広報啓発等被害防止対策を推進する。</p> <p>(2) フィッシングに係る取締り</p> <p>相談対応やサイバーパトロールにて認知したフィッシングについて引き続き取締りを実施する。</p>

42【フィッシングの防止】

フィッシングについて、技術的対策等について検討するとともに、国民への注意喚起を行う。また、フィッシングに係る取締りを推進する。

[平成18年度以降継続的に実施する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>総務省</p>	<p>総務省では平成19年7月より「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」（座長 新美育文明治大学教授）を開催し、フィッシングメール対策として有効な技術的対策を含む総合的な迷惑メール対策の検討を行っている。これまで6回の会合を開催し、同年12月には法制度の見直しを中心とする中間とりまとめを公表し、同中間とりまとめを踏まえ、フィッシングメールなど送信者情報を偽ったメールについて電気通信事業者が役務提供を拒否できる旨の明確化を含む特定電子メール法の改正法案が平成20年2月に国会提出されている。</p> <p>パンフレット、ホームページ等を通じて、消費者への注意喚起を行っている。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年7月にフィッシングメールの増加も踏まえ「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」を開催し、平成19年12月に法制度の見直しを中心とする中間とりまとめを迅速に公表した。 同中間とりまとめを踏まえ、迅速に特定電子メール法の改正案についての検討を行い、平成20年2月に特定電子メール法の改正法案を国会に提出した。 <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定電子メール法の改正法案が成立した場合には、電気通信事業者は送信者情報を偽ったフィッシングメールが送信された場合に、電気通信役務提供の拒否が可能であることが明確化され、受信者によるフィッシングメール受信の危険性が低下することが期待される。 <p>関係省庁間の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済産業省や警察庁との間では協議会や研究会への参加や、法案の検討にあたっての協力などの連携を行ってきた。 <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> フィッシングメールへの有効な技術的対策の普及促進を図るとともに、国民への注意喚起を行う。[平成20年度以降継続的に実施]

42【フィッシングの防止】

フィッシングについて、技術的な対策等について検討するとともに、国民への注意喚起を行う。また、フィッシングに係る取締りを推進する。

[平成18年度以降継続的に実施する。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>経済産業省</p>	<p>平成17年度より、フィッシングの標的となるクレジットカード会社、銀行、ネットショッピング事業者・業界団体の他、対策を提供できるセキュリティ関連の事業者・団体などを中心としたフィッシング対策協議会の設立（平成17年4月）を支援。本協議会には当省をはじめ、総務省、警察庁など関係府省庁がオブザーバとして参加し、官民連携の下、米国のように被害が拡大する前の段階で一般消費者や事業者に対し注意喚起を徹底する観点から、情報収集・提供を中心とした活動を実施。平成19年度の具体的な活動内容は次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に引き続き、消費者への注意喚起のためのリーフレットを銀行、クレジットカード会社などを經由して配布（約25万枚）。また、大手オークションサイトに啓発パネル広告を掲載。 ・フィッシング対策協議会のホームページにおいて、フィッシングメールの発生状況等を掲載し、消費者への注意喚起を実施。 ・フィッシングに対する消費者の意識を把握するため、アンケート調査を実施。 ・フィッシングの情報収集・提供のあり方について議論する他、協議会会員間でフィッシング対策に関する先進的な取組みを共有するため、情報収集・提供に関するワーキンググループを4回開催。 ・フィッシング対策技術・制度の高度化を目的に、協議会会員間で有効なフィッシング対策技術について検討を行う技術・制度に関するワーキンググループを4回開催した。 ・事業者におけるフィッシング対策を促進するため、フィッシングに関する動向や企業の先進的な取組などを紹介するセミナー（200人規模）を開催。 	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性 フィッシングメールの事例を迅速に協議会ホームページに掲載することによって注意喚起を実施した。また、フィッシングサイトの迅速な閉鎖を行うため、関係機関と連携を行った。</p> <p>有効性 信販会社、金融機関、IT業界、ISP、有識者、関係機関等会員間で業界横断的な情報共有を行うことによって各業界におけるフィッシング動向の把握やより実効的な対策実施の促進が期待できる。また、協議会が継続的に普及啓発・注意喚起を行うことによって、消費者のフィッシングに対する意識が向上し、被害防止が期待できる。</p> <p>関係省庁間の連携 本協議会のオブザーバとして、総務省、金融庁、警察庁等関係省庁が参加をして、フィッシング対策のあり方に関する協議及び協力などの連携を行っている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 フィッシング被害を防止するため、積極的な情報収集・提供、共有を行い協議会会員を中心に対策実施を促進するとともに、消費者に対して引き続き注意喚起を実施していく。また、関係機関との連携を一層強化し、効果的な協議会運営を行っていく。</p>

43【エレベーターの安全性の確保】

エレベーターの安全確保について」(平成 18 年 9 月社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会中間報告)を踏まえ、エレベーターの安全確保のための具体的措置について検討を進める。 [平成 19 年度]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
国土交通省	<p>平成 18 年 9 月の社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会中間報告以降、登録昇降機検査資格者の実務経験詐称（平成 19 年 3 月）エレベーターの主索ストランド破断（平成 19 年 4 月～）鋼材の強度不足に起因するエレベーターの綱車軸の折損（平成 19 年 8 月）など、エレベーターの安全を脅かす様々な事故等が発生した。</p> <p>これらを受け、平成 20 年 2 月 4 日に第 11 回建築物等事故・災害対策部会において、(1)設置時の安全確保のための施策（技術的基準、確認等による審査）(2)使用時の安全確保のための施策（定期報告制度の充実・強化、所有者等による維持保全の徹底）(3)事故情報等の収集・活用のため施策（事故情報の共有化のための体制整備の徹底）を盛り込んだ報告書が取りまとめられた。</p> <p>建築物等事故・災害対策部会の報告を踏まえ、検査の項目、方法、結果の判定基準の明確化及び報告内容の充実を内容とする、建築基準法施行規則の一部改正等を行い、平成 20 年 4 月 1 日に施行した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年 5 月 10 日第 7 回建築物等事故・災害対策部会を開催（その後、平成 20 年 2 月 4 日までに 4 回開催） 平成 20 年 2 月 26 日部会報告「昇降機、遊戯施設等の安全確保について」をとりまとめ公表 平成 20 年 4 月 1 日建築基準法施行規則の一部を改正する省令等を施行 <p>有効性</p> <p>運転制御プログラムから独立した戸開走行防止装置の義務化、制動装置の二重化等の義務化、安全装置等の性能に係る大臣認定制度により、設置時の安全確保が図られる。</p> <p>また、平成 20 年 4 月 1 日の省令改正等により実施された検査方法等の明確化、報告内容の充実に加え、定期検査を行う者の能力確保、建築物の所有者等による適切な維持保全・運行管理の徹底により、設置後の安全確保が図られる。</p> <p>更に、事故情報等の収集・分析・公表を行う仕組みの構築により、事故の再発防止が図られる。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>「昇降機、遊戯施設等の安全確保について」(平成 20 年 2 月社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会報告)を踏まえ、昇降機の安全確保のための具体的措置について検討を進める。[平成 20 年度]</p>

44【遊戯施設の安全性の確保】

ジェットコースター等の遊戯施設に関する情報収集を図るとともに、再発防止策について検討を進める。

[平成19年度]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
国土交通省	<p>平成19年5月5日に発生したジェットコースターの死亡事故を受け、全国の特定行政庁に対してコースターの車輪軸等に係る緊急点検の実施を依頼し、結果をとりまとめ公表した。</p> <p>この緊急点検とあわせて実施した調査の結果、約4割の施設で日本工業規格の遊戯施設の検査標準に定められている車輪軸に係る探傷試験を過去1年以上行っていなかったことが明らかになったため、再度全国の特定行政庁に対し、コースター以外の遊戯施設に関する緊急点検の実施を依頼し、結果をとりまとめ公表した。</p> <p>平成19年8月25日に負傷事故を起こしたウォータースライドが緊急点検の対象から漏れていたことから、全国の特定行政庁に対して、報告されていないものがないか調査し、該当する施設を把握した場合には、速やかに緊急点検結果を報告するよう依頼した。</p> <p>平成20年2月4日に第11回建築物等事故・災害対策部会において、（1）設置時の安全確保のための施策（技術的基準、確認等による審査）（2）使用時の安全確保のための施策（定期報告制度の充実・強化、所有者等による維持保全の徹底）（3）事故情報等の収集・活用のため施策（事故情報の共有化のための体制整備の徹底）を盛り込んだ報告書が取りまとめられた。</p> <p>建築物等事故・災害対策部会の報告を踏まえ、検査の項目、方法、結果の判定基準の明確化及び報告内容の充実を内容とする、建築基準法施行規則の一部改正等を行い、平成20年4月1日に施行した。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>進捗度</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年5月10日第7回建築物等事故・災害対策部会を開催（その後、平成20年2月4日までに4回開催） 平成20年2月26日部会報告「昇降機、遊戯施設等の安全確保について」をとりまとめ公表 平成20年4月1日建築基準法施行規則の一部を改正する省令等を施行有効性 <p>安全性に関する技術的基準の充実・強化、安全装置等の性能に係る大臣認定制度により、設置時の安全確保が図られる。</p> <p>また、平成20年4月1日の省令改正等により実施された検査方法等の明確化、報告内容の充実に加え、定期検査を行う者の能力確保、建築物の所有者等による適切な維持保全・運行管理の徹底により、設置後の安全確保が図られる。</p> <p>更に、事故情報等の収集・分析・公表を行う仕組みの構築により、事故の再発防止が図られる。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>「昇降機、遊戯施設等の安全確保について」（平成20年2月社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会報告）を踏まえ、遊戯施設の安全確保のための具体的措置について検討を進める。[平成20年度]</p>

45【ガス関係機器の安全性の確保】

ガス関係機器の安全性を確保するため、改正消費生活用製品安全法に基づく事故情報の収集・公表制度を有効に活用するとともに、消費者や事業者への啓発活動等を着実に進める。また、建物火災の主要な原因となっているガスこんろにおける調理油過熱防止装置等の義務付けを進める。

[平成19年度]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>経済産業省</p>	<p>（１）ガス機器事故の情報収集・公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者については、従来からガス事業法並びに高圧ガス保安法に基づき、国への事故報告を行うこととなっている。パロマ工業製ガス瞬間湯沸器事故を契機に、ガス関係機器を含めた製品の事故情報の収集・公表制度を強化することとした。そのためメーカー名、型式名を含めた事故内容をホームページ上で24時間以内に公表することとした（平成19年1月1日より開始）。 ・また、一昨年、消費生活用製品安全法（以下「消安法」という。）が改正され、製造・輸入事業者に国への事故報告を義務付け、その情報を国が消費者に公表する制度が新設された（平成19年5月14日施行）。 ・これまで、消費生活用製品等に係る事故情報については、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）において収集し、ガス用品に係る事故情報については、経済産業省で報告を受けていた。消安法に基づく製品事故報告制度が施行されるにあたり、従来のNITEの事故情報収集制度等を整理・統合し、経済産業省が所管する消費生活用製品等において、消安法の報告が義務付けられていない事故情報については、NITEで一元的に収集・公表することとした（平成19年5月14日から運用開始）。 <p>（２）ガス機器事故の再発防止策</p> <p><消費者への周知啓発活動></p>	<p>〔評価〕</p> <p>有効性</p> <p><ガス機器事故の情報収集・公表></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法及び高圧ガス保安法に基づくガス事業者及び液化石油ガス事業者から報告された事故情報については、平成19年1月から随時公表しているところであり、消費者への事故情報の迅速な提供を行っている。 ・併せて消安法に基づく事故情報報告・収集制度により、事故情報の着実な収集及び迅速な公表が可能となり、事故の再発防止を行っている。 <p><ガス機器事故の再発防止策></p> <p>消費者への周知啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年11月には「製品安全総点検週間」、平成19年3月から毎月第2火曜日の「製品安全点検日」には、セミナーを実施し、消費者に対し製品の誤使用防止やリコール情報の提供を行うなど啓発活動を行っている。 ・換気注意に係る新聞広告・雑誌広告の掲載やラジオCMの放送等を実施することで、一酸化炭素中毒事故の防止を行っている。 <p>法に基づく制度整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不完全燃焼防止装置の再点火防止機能の義務付け等の技術基準の改正を行ったところであり（平成20年4月1日施行）、より安全な製品が供給され则认为。 <p>事業者への啓発活動</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年 11 月に「製品安全総点検週間」、毎月第 2 火曜日に「製品安全点検日」を設け、製品安全に関する周知活動を行うなど、消費者への注意喚起を徹底する対策を強化した。 <p><法に基づく制度整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・半密閉式ガス瞬間湯沸器への不完全燃焼防止装置の義務付けを行った（平成 19 年 4 月 1 日施行）。 ・開放式小型湯沸器への再点火防止機能の義務付け等を行う技術基準の改正を行った（平成 20 年 4 月 1 日施行）。 ・消経審でガスこんろをガス事法・液石法の規制対象にすることを審議し了承された。 <p><事業者への啓発活動>。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が自主的に製品安全の向上のために、リコール等を実施するよう、リコールハンドブックの改訂や「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」の作成・配布を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」等の啓発を通じて、事業者の製品安全に対する意識が向上するものと考える。 <p>[監視（今後の取組み）]</p> <p>今後の取組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正消安法に基づく事故情報の収集・公表制度については、消費経済審議会製品安全部会製品事故情報第三者委員会の意見を踏まえながら、着実な運用に取り組んでいく。 ・消費者や事業者への啓発活動等を着実に進めていく。 ・ガスこんろをガス事業法と液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規制対象品目に追加し、調理油過熱防止装置等を義務付ける予定。（平成 20 年 7 月公布、平成 20 年 10 月施行予定） <p>これにより火災の減少が見込まれる。</p>
--	--	---

46【温泉施設の安全性の確保】

有識者による検討会を立ち上げ、温泉における可燃性天然ガス等の安全対策について検討する。

[平成 19 年度]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>環境省 総務省（消防庁） 関係省庁</p>	<p>有識者検討会の設置、開催 平成 19 年 6 月 19 日に発生した東京都渋谷区の温泉採取施設における爆発事故を踏まえ、温泉に附随する可燃性天然ガスに対する安全対策を検討するため、温泉科学、地質、天然ガス、消防等の分野の専門家を構成員とする「温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策検討会」を環境省に設置。その後、平成 20 年 3 月まで 8 回にわたり事故防止対策に係る技術的基準について検討が行われた。</p> <p>第 1 回検討会：平成 19 年 6 月 29 日 第 5 回検討会：平成 19 年 9 月 13 日（中間報告） 第 8 回検討会：平成 20 年 3 月 14 日（最終報告）</p> <p>また、消防庁に設置した、有識者、消防関係者等の専門家を構成員とする「予防行政のあり方に関する検討会」において、温泉に附随する可燃性天然ガスに対する安全対策を検討し、平成 19 年 12 月に報告書を取りまとめた。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性 「温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策検討会」における中間報告等を踏まえ、温泉の掘削に係る許可基準の見直し及び温泉の採取に係る許可制度の創設等を内容とする「温泉法の一部を改正する法律案」を平成 19 年 10 月 12 日に国会へ提出。平成 19 年 11 月 26 日成立、同年 11 月 30 日公布された。</p> <p>また、「予防行政のあり方に関する検討会」の報告等を踏まえ、屋内の温泉汲み上げ施設に対するガス漏れ火災警報設備の設置の義務づけ等を内容とする消防法施行令等の一部改正に向けた作業を平成 20 年 5 月中の公布を目途に継続中（平成 19 年 12 月パブリック・コメント実施）</p> <p>有効性 温泉の掘削現場、採取場所等における可燃性天然ガスによる事故防止に向けた取組が全国各地で行われることとなる。</p> <p>また、可燃性天然ガスが発生する屋内の温泉汲み上げ施設に対しガス漏れ火災警報設備の設置を義務づけることにより、温泉汲み上げ施設における可燃性天然ガスの滞留等を原因とした爆発事故の発生を防ぐ。</p> <p>関係省庁間の連携 平成 19 年 6 月 27 日に「温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策関係省庁連絡会議」（総務省（消防庁）厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省）を設置。安全対策の在り方等について情報交換等を実施。</p> <p>また、「温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策検討会」におけるオブザーバー（環境省を除く 4 省庁）により検討会の円滑な運営のサポートが行われるなど、関係省庁が一致協力して安全対策の推進を図っている。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕 安全対策に係る技術的基準等を定める温泉法施行規則の一部改正を早期に実施するとともに、都道府県及び事業者等に対し制度改正の趣旨・内容の周知等を実施し、事故の再発防止を図る。</p> <p>また、消防法施行令等の一部改正を早期に実施するとともに、各消防機関及び事業者等に対し制度改正の趣旨・内容の周知等を実施し、事故の再発防止を図る。</p>

47【違法な経済取引の被害者救済】

違法な経済取引の被害者救済のため、被害財産の返還による損害回復等の枠組みに関して検討する。特に、凍結された預貯金口座に滞留している資金に関して、その実態を把握し、被害者に返還されるための対応のあり方について検討する。 [平成19年末を目途に一定の結論を得る。]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
金融庁 関係省庁	<p>凍結された預貯金口座に滞留している資金に関して、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）（以下、「振り込め詐欺救済法」という。）（議員立法）」が平成19年12月14日に成立し、同月21日に公布された。（金融庁は、振り込め詐欺救済法に関する与党における検討に、実務的観点から参加。）</p> <p>平成20年6月21日の振り込め詐欺救済法の施行に向け、政省令の整備等所要の準備を行っているところ。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>振り込め詐欺救済法の施行により、凍結された預貯金口座に滞留している資金の振り込め詐欺等の被害者への早期返還が期待される。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>振り込め詐欺救済法の円滑な実施を図るため、施行に向け、引き続き、政省令の整備等所要の準備を行う。さらに、法律の趣旨及び被害回復のための手続等について、広報活動等を通じて周知に努める。</p>

48【インターネット・オークションへの対応】

インターネット・オークションを利用した犯罪の防止のため、インターネット・オークション事業者への指導を実施するとともに、国民への注意喚起を行う。また、インターネット・オークションに係る取締りを推進する。[平成19年度]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
警察庁	<p>(1) インターネット・オークション事業者への指導 インターネット・オークション詐欺による被害を防止すべく、商品と代金の同時交換等詐欺の行われにくいシステムを導入するよう、事業者に要請した。</p> <p>(2) インターネット・オークションに関する注意喚起 各都道府県警察において、各種講演、パンフレットの作成・配布及びビデオの制作・放映を通じて、インターネット・オークションを利用した犯罪の現状を説明するとともに、被害防止について注意喚起を実施している。</p> <p>(3) インターネット・オークションに係る取締り 各都道府県警察において、インターネット・オークションを利用した犯罪の取締りを推進している。平成19年中のサイバー犯罪検挙件数5,473件のうち、インターネット・オークション利用による詐欺の件数は1,229件であった。また、インターネット・オークションに係る不正アクセス禁止法違反の件数は1,178件であった。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット・オークションを利用した犯罪の取締り状況を踏まえて、時宜に適った注意喚起を実施した。 ・インターネット・オークション事業者に対し、詐欺行為防止策の強化について申し入れを行った結果、工程表に沿って、システム改修による商品と代金の同時交換の導入が行われることとなった。 <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪の取締り状況を踏まえた迅速な注意喚起を実施することにより、インターネット・オークション利用者に対し犯罪被害防止への意識醸成が期待される。 ・インターネット・オークション事業者による詐欺行為防止対策の強化が図られることにより、オークション利用による詐欺行為の減少が期待される。 <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット・オークションを利用した犯罪の取締り状況の動向に応じた、迅速、的確な注意喚起を実施する。 ・さらなる犯罪被害の減少を目指し、インターネット・オークション事業者に対し、対策強化を呼びかける。

49【食品表示の偽装問題への対応】

食品表示について、関係機関の連携強化を図り、監視・指導の徹底を図ることにより、表示の適正化を推進する。

[平成19年度]

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>農林水産省、 関係省庁</p>	<p>食品偽装事件を契機として、食品表示に対する国民の信頼が大きく損なわれたことを踏まえ、警察庁と農林水産省の2省間で、平成19年11月に「食品に係る偽装表示事案対策に関する連携の強化について」を合意し、食品偽装問題に的確に対処するための連携を強化。</p> <p>消費者の加工食品の表示に対する信頼向上を図るため、JAS法の品質表示基準の適用を原料供給者に拡大するための告示改正。</p> <p>関係する都道府県の機関と国の出先機関との間で、「食品表示監視協議会」を設置し、監視強化のための情報共有化及び迅速な対応を図ることとし、さらにこうした対応が円滑に実施されるよう、関係省庁（内閣府、公正取引委員会、警察庁、厚生労働省、農林水産省）の間で「食品表示連絡会議」を設置し、関連情報の共有化。</p> <p>不正表示の監視取締体制強化のため、農林水産省においては、平成20年4月から東京、大阪及び福岡の各農政事務所に、広域で重大な違反事案に対応するための食品表示特別Gメンの配置（20名）を決定。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>迅速性・機動性</p> <p>食品事業者がJAS法に違反する事実が判明した場合には、早期に適正化が図られるよう迅速に指示・公表を行うとともに、関係機関と情報を共有。</p> <p>有効性</p> <p>食品事業者がJAS法に違反した場合に行う指示・公表については、社会的に極めて厳しいペナルティであるため、偽装表示の抑止効果が大きいものと考えられるし、その範囲が加工食品の原料供給者にも拡大された。</p> <p>関係省庁間の連携</p> <p>内閣府、公正取引委員会、警察庁、厚生労働省、農林水産省の担当局長による「食品表示連絡会議」の第一回会合を開催し、平成20年度以降、全都道府県で「食品表示監視協議会」を設置することとされた。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>引き続き「食品表示連絡会議」の開催など関係省庁との連携強化を図るとともに、農林水産省において、平成20年4月から東京、大阪及び福岡の各農政事務所に配置された食品表示特別Gメンにより、広域で重大な違反事案について監視強化を行う。</p>

その他

50【国民生活センターの見直し】		
社会環境の変化等を踏まえ、国民生活センターの在り方等について見直しを図るとともに、同センター等における紛争解決機能の充実・強化に向けた法的仕組み等について検討する。 [平成19年度までに一定の結論を得る]		
担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
内閣府 国民生活センター	<p>内閣府国民生活局長の私的懇談会として「国民生活センターの在り方等に関する検討会」を開催し、国民生活センター等における紛争解決機能の充実・強化に向けた法的仕組み等について検討し、平成19年9月に最終報告を取りまとめ。</p> <p>また、第21次国民生活審議会消費者政策部会において、国民生活センターの消費者紛争解決機能の在り方について検討し、平成19年12月に報告書を取りまとめ。</p> <p>上記検討及び報告を踏まえ、消費者紛争の適正・迅速な解決を図るため、国民生活センターが行う裁判外紛争解決手続を整備することを内容とする「独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案」を第169回国会に提出。同法律案は、平成20年4月25日に成立し、5月2日に公布された。</p>	<p>〔評価〕</p> <p>国民生活センターが行う裁判外紛争解決手続を整備することで、消費者紛争の適正・迅速な解決が促進されることが期待されるとともに、国民生活センターにおいて、相談からワンストップで消費者紛争の解決が可能となる。</p> <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>府令等の整備、国民への周知を進めるなどその円滑な施行（平成21年4月目途）に向けた準備を行う。</p>